

参議院商工委員会會議錄第十七号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)午
前十一時三分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 實雄君
古池 信三君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
小幡 治和君
阿部 清君
島 清君
相馬 助治君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 水田三喜男君
通商産業大臣 湯川 盛夫君
政府委員 長谷川四郎君
外務省経済局長 松尾 金藏君
通商産業 官房官房長 鈴木 義雄君
通商産業省 重工業局長 岩 照彦君
通商産業省公 益事業局長

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の会議に付した案件

○自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○経済の自立と発展に関する調査の件(経済外交の基本方針に関する件)

○電気料金の改訂に関する件

○自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) これより商工委員会を開きます。

本日の日程は、公報でお知らせしてあります通りであります。まず、自転車競技法の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の一部を改正する法律案について、長谷川政務次官より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(長谷川四郎君) 自転車競技法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明いたします。

御承知のように、現行の自転車競技法は、自転車産業の振興と地方公共団体の財政に寄与することを目的として、昭和二十三年第二国会において成立をみたものであります。その後、数度の改正を経て、昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴いまして、従来、自転車競技法に基いて行われておりました国庫納付、国家予算

計上の制度が停止されることとなりました。

その結果、自転車競技法の成立以来、引き続き行なわれて参りました自転車産業の振興のための施策の実施に支障を来たすこととなりましたので、それによって生ずる混乱を防ぐため、同国会において自転車競技法等の臨時特例に関する法律が一ヶ年の限時法として成立いたしましたのであります。昭和三十三年第二十二国会におきまして、同法の有効期間が昭和三十三年三月三十一日まで二ヶ年間延長されまして、現在に至つた次第でございます。

右に申し述べました有効期間の延長に関する改正法律の成立に際しまして、参議院商工委員会において付せられました付帯決議の御趣旨に基きまして、政府といたしましては、競輪の運営につき不中断の改善をはかつて参りますとともに、通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会に競輪の改廃に関し諮りまして、上、その答申に基づき、競輪の弊害を最小限度にとどめてこれを健全化する方針のもとに、競輪制度に改善を加えますとともに、自転車その他の機械産業振興費の取扱いに関する制度に改正を加えました上、自転車競技法の一部を改正する法律案を立案いたしました。ここに提案申し上げまして御審議をお願いすることとした次第でございます。

次に、改正点の概要を申し上げます。まず、改正の骨子でございますが、これは、競輪が社会に与える悪影響を縮減し、その内容を健全化するため、政府の監督を強化すること及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに関する制度に改正を加えることとあります。

改正点の第一といたしましては、競輪施行の目的に、機械の改良及び輸出入の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととあります。

機械産業の振興をはかることは、自転車競技法等の臨時特例に関する法律に規定されてありますが、これを自転車競技法に規定いたします趣旨でございます。

改正点の第二といたしましては、競輪施行者としての指定を受けた市町村が、一年以上引き続き競輪を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができることとしたこととあります。

改正点の第三といたしましては、競輪場及び場外車券売場の設置を許可いたします場合に、その許可に期限または条件を付することができることとするほか、競輪場及び場外車券売場の設置者が、これらの施設を引き続き一年以上競輪の用に供しなかつたとき、またはこれらの者が業務停止命令等に違反した場合には、設置の許可を取り消すことができることとしたこととあります。

とともに、明確にいたしましたこととあります。

改正点の第五といたしましては、賭博性を稀薄にするための規定を設けたこととあります。すなわち、一つには、払い戻し金の最高限度額を定めることができることとしたこととあります。二つには、車券の投票方法に工夫を加えて、的中の確率を大きくするよう新しい投票方法を採用できるように投票無効に関する規定を整備いたしましたこととあります。なお、これらを実施いたします場合には、他の同種の競技と歩調を合わせて行ふことといたしたい所存でございます。

改正点の第六といたしましては、競輪施行者が競輪の実施を都道府県自転車振興会に委任した場合には、自転車振興会に対し交付いたします金額は、従来、車券売上金の額の百分の三以内となつておりましたが、これを委任業務の範囲及び車券売上金の額に応じ定めることとし、交付金額の算定方法を合理的に改めることといたしております。

改正点の第七といたしましては、政府の監督が十分に足りるようにするため、都道府県自転車振興会に対する規制を強めるとともに、改正後の自転車競技法に基づく法人として日本自転車振興会を設立いたすこととあります。

まず、都道府県自転車振興会につきましては、その役員を選任及び解任並

びに事業計画及び取支予算は、通商産業大臣の認可を要するものとし、かつ、毎事業年度の決算書類の提出義務を課することとしたしております。

次に、中央の組織といたしましては、政府が十分に監督できる体制を整えるため及び自転車その他の機械産業振興のための経費の取扱いに關する制度を改めることとしたことに伴い、改正後の自転車振興会を設立したとして、この法人が、競輪の公正かつ円滑な実施をはかるために必要な業務及び自転車その他の機械産業振興費の受け入れ並びに支出に關する業務を行うこととしたしております。

競輪施行者は、日本自転車振興会に對して自転車その他の機械産業振興費及び同会の競輪に關する業務に必要な経費を交付することとしたしております。すはか、日本自転車振興会は、小型自動車競走施行者から小型自動車その他の機械産業振興費を受け入れることとしたしております。なお、日本自転車振興会の成立のときに、自転車振興会連合会は解散することとしたしております。

日本自転車振興会は、改正後の自転車競走法に基き設立される法人でありますので、政府の十分な監督を受けるものであります。同会が競輪に關する業務を公正かつ円滑に行うことを確保いたしますために、日本自転車振興会のうちに、競輪に關し学識経験のある者をもつて構成する運営委員会を設けまして、日本自転車振興会の会長が運営委員会の意見を聞かなければならない事項を規定いたしております。

他方、自転車その他の機械産業振興費に關しましては、通商産業大臣の諮問機關として、従来の機械工業振興協議会にかえ、自転車等機械関係事業振興資金協議会を設置いたしまして、振興費の運用につき適當のないようにいたしたい所存でございます。

なお、自転車その他の機械産業振興費に關する事項につきましては、規定の効力を三年間の限時的なものとしたとして、その後の措置は、別に、法律で定めるところによるものとするものとしたしております。

改正点の第八といたしましては、競輪の公正かつ安全な運営を確保いたしますため、競輪場及び場外車券売場の設置者に、これらの施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することといたしました。

以上が自転車競走法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ、御審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

次に、小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

御承知のように、現行の小型自動車競走法は、小型自動車産業の振興と地方財政の改善をはかることを目的として、昭和二十五年第七国会において成立を見たものでございますが、その後数度の改正を経、次いで昭和二十九年第十九国会におきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律の成立に伴い、従来の国庫納付金制度が停止されることがとなりましたので、臨時的措置として、同国会に自転車競走法等の臨時特例に関する法律が提案され、一カ年の限時法として成立したのであります。

が、昭和三十年第二十二国会におきまして、その有効期間が昭和三十三年三月三十一日まで延長されまして現在に至つた次第でございます。

今回の改正の骨子について申し上げますと、小型自動車競走が社会に与える悪影響を軽減し、その内容を健全化するために、政府の監督を強化すること及び小型自動車その他の機械産業の振興のための経費の取扱いに關する制度に改正を加えることとありますが、小型自動車競走の実情を勘案いたしつゝ、競輪の場合に準じて改正を加えた次第でございます。

次に、改正点の概要を申し上げます。

改正点の第一といたしましては、法律の趣旨に、機械の改良及び輸出入の振興並びに機械工業の合理化に寄与することを加えたこととあります。

機械産業の振興をはかることは、自転車競走法等の臨時特例に關する法律に規定されてありますが、これを小型自動車競走法に規定いたす趣旨であります。

改正点の第二といたしましては、小型自動車競走施行者が小型自動車競走を行おうとするときは、通商産業大臣に届け出なければならないこととしたこととあります。この点につきましては、従来、省令で規定しておりましたが、このたび、法律によつて規定することとした次第でございます。

改正点の第三といたしましては、小型自動車競走場の設置を許可制にいたしますとともに、許可に期限または条件を付することができると及び小型自動車競走場の設置者が、引き続き一年以上その競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたとき、または業務停止命令等に違反したときは、設置の許可を取り消すことができることとしたこととあります。従来、小型自動車競走場の設置につきましては、全国小型自動車競走会連合会への登録制をとつておりましたが、これを競輪の場合と同じく許可制にいたしますはか、小型自動車競走に對する規制を強めることとした次第でございます。

改正点の第四といたしましては、小型自動車競走の審判員を登録の対象に加え、審判の公平並びに厳正を期したことでございます。

改正点の第五といたしましては、小型自動車競走をより公正に運営いたしますために、車券購入等の禁止範圍を拡大するとともに、明確にいたしたことでございます。

改正点の第六といたしましては、賭博性を薄めるために、払い戻し金の最高限度額を定めることができることとするともに、中の確率を大きくするよう新しい投票方法を採用できるように、投票無効に關する規定を整備いたしたことであります。

改正点の第七といたしましては、小型自動車競走施行者が、競走の実施を小型自動車競走会に委任した場合に交付すべき金額の算定方法を合理的に改めることとしたことでございます。

改正点の第八といたしましては、都道府県小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の運営並びに経理につきましてその厳正を期しますために、これらに對する監督を強化いたしましたこととあります。

改正点の第九といたしましては、小型自動車競走施行者が、小型自動車その他の機械産業の振興のための経費を、改正後の自転車競走法に基き設立される日本自転車振興会に交付することとしたことでございます。これは、小型自動車競走による小型自動車その他の機械産業振興費の額が、競輪等と比べて少額でありますので、日本自転車振興会に對して交付させ、日本自転車振興会にこの振興費を取扱わせるのが適切であると考えからであります。

なお、この点に關する規定につきましては、三年間の限時的なものとしたとして、その後の措置は、別に法律で定めるところによるものとするものとしたしております。

改正点の第十といたしましては、小型自動車競走が公正かつ安全に行われることを確保いたしますために、小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会に、競走場内の秩序維持義務等を課するとともに、小型自動車競走場の設置者に、施設を許可基準に適合するよう維持すべき義務を課することとあります。

改正点の第十一といたしましては、小型自動車競走場内の秩序維持、競走の公正または安全の確保その他改正後の小型自動車競走法の施行の確保等のため必要があるときは、通商産業大臣は、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会または小型自動車競走場の設置者に対し、必要な命令をすることができるとして、小型自動車競走に對する規制を強めることとしたしております。

以上が改正点の概要でございます。

改正点の第十二といはしましては、通商産業大臣は、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会および小型自動車競走場の設置者から報告を求め、またはその職員にこれらの者の事務所もしくは競走場内に立ち入り検査をさせることができることとしたこととございませう。

以上が小型自動車競走法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ御審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) 両案につきましては、後日質疑することにしたいたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて下さい。

それでは引き続きまして、経済外交の基本方針に関する件につきまして質疑を行います。岸内閣総理大臣兼外務大臣が見えておりますので、質疑のある方は、順次発言をお願いします。

○大竹平八郎君 非常に総理の御多用のところ、特別にお願いいたしましたことは、岸総理が外務大臣といはしまして、しばしば新聞紙上に表明せられております経済外交の確立という問題でございます。私も総理のそうしたことは外務大臣としてのお言葉かも知れませんが、満腔の賛意を表するものであります。

しかしながら、経済外交と申しますと、直ちにこの経済界との関連というものを一応お考えになる、これは当然だろうと思つておりますが、それと私どもが聞きたいことは、な

るほど経済界の人を大使等に抜擢をせられまして、任地に派遣せられるというところは、一つの構想ではあると思つてございませうけれども、しかし、これは御承知の通り大使などという役目はおのりでありまして、かつて新木目銀總裁がアメリカに行きまして、全くノイローゼになつた、こういう状況もあるものでございまして、岸外務大臣の構想が、果して財界のそれをどこに持つていくかというところにつきましても、私は、そのそんたくをすることより、むしろ経済外交を確立するという意味におきましては、特殊な問題に對しては、それとして特殊の人を派遣大使といはしまして、一定の期間に任地におやりになる方が好成績を得るものではないか、かように実は私は考へておる一人なんでありませう。たとえて申しますならば、米國に對しまして綿業の輸出の問題がある、これがまあ大きな問題になつておられますが、こういうときに當りましては、その道の専門家を特定の日にちを限りまして、そしてこれを特派大使でやる方が、むしろ経済外交としての実を上げるのではないかと。いわゆる駐在大使としておやりになるよりも、その個々のケースにつきまして、特派をせられる方が、私は効果を上げるのではないかと考へてございませうが、まず第一に、この点をお伺ひしたいと思つております。

○國務大臣(岸信介君) 経済外交推進について人的配置と申しますか、この経済外交を推進するに適當な人を配置し利用するといふ必要は、これは御意

見のごとく私は大事なことであると思ふ。しかし、われわれが経済外交の相手としておるところは、世界の各國でございませうけれども、その常駐の大使にことごとく民間あるいは経済人を起用するといふことも、これは言うべくしてできないことであることは、言ひを待ちませうし、従つてこの外交に従事しておる者、大公使が経済といふことに對して、従来より特に重大な心を持ち、また、外交の機運がそこにあるのだという意識のもとに、いろいろと勉強し、各方面の知識や経験を積んでいくといふふうにならなければならぬと、根本的には考へております。しかし、同時に経済界等から適當な人を起用するといふことも、頭に置いて考へなければならぬと思ひますが、今お話がありましては、経済外交推進の上におきまして、具体的問題が生じたときにおいて、その具体的問題の處理について、最も知識経験もしくは現実に経済界産業界において力ある人を起用して、その問題の解決に特使として派するといふような構想は、私はきわめて適切な考へ方であると思ひます。

○大竹平八郎君 それから御承知の通り、戦後の日本を中心といはします国際情勢は、國際政局を日本が指導するといふようなことは、もう事実今のところではできないので、従ひまして岸総理の言われる経済外交の確立ということとは、先ほども申し上げました通り、どの方面もこれは賛成をする点なんであります。御承知の通り貿易の狀態を一つ見ますと、最近非常な好景氣でございまして、一説に神武以來などと言われておるのでございませうが、

鉱工業生産の状況を昨年度で見ますと、昭和九年から十一年の平均に對して、二一九という数字を上げておられます。しかるにもかかわらず、貿易が盛んになつたと申ししても、輸出はわずかに八五・七でございませう。輸出が一四・八といふような割合でございまして、いよいよますます貿易の振興といふことが必要であるといふことは申すまでもないのであります。

それでは私どもはこの大事業に對しての問題は、ただいま申し上げました通りであります。何か大使館なりその出先の通商關係に對するこのスタッフといふものを、いま少くも本来の外務省型に當てはまつたことに重点を置かないで、通商關係に私は大きな重点を置くことが必要であるのではないかと考へておる、現在でも通商關係の在外公館におきまします人数は、外務省出身五十八、その他他省の出身を入れましたと、百十三にすぎないのであります。私もこれはさういふ点から申しまして、でき得ればその貿易振興の大きな立場からいたしまして、できるだけ民間の方々を採用をいたしまして、そしてこれに充てられてはどうかと思つておりますが、それには私どもは出先でしばしば遭遇をいたす問題でございませうが、あまりに外務省本来のやり方というものは、出先におきましては、非常なセクト主義に陥る点があるのであります。私も日華條約に参りましたときに、非常な苦い経験を得たことがあるのでございませうが、こゝろの点は單に民間と外務省の問題ではなくして、政府同士の中におきまして、外務省と通商關係でも、その

いわゆる外務省のこのセクト主義といふものを、私は根本的に變えて参らなければならぬと思つてございませうが、この点に對して御意見を伺ひたいのであります。

○國務大臣(岸信介君) 今日御指摘のごとく十分ではありませうけれども、在外公館に外務省本来の職員のかに、通商省やあるいは大藏省、農林省等、産業官庁の役人が外務省の職員となつて駐在しておるものが相当あるのであります。なお、この点につきましては人事の交流を一そう盛んにし、御指摘のごときセクト主義の、まあこれは役人に共通なものでありまして、特に外務省といふわけでもございませう。私自身が役人の経験を持つておりまして、過去をかえりみてみまして、それは相當なやり役所々々の風といふものがあり、また、そこに初めから入つて、そこで最後まで終る人と、よそから来た者との間に、自然融和が十分にいかぬといふ点もあつたので、外務省の役人を内地においてこれらの産業官庁等において勤務せしめ、両方の關係の融和と、今のセクト主義の打破といふことには努力をいたしておられますけれども、私は決して現在の状況が十分だとは考へておりません。御指摘のごとき点があると思ひまして、今後経済外交を外交の基調の重要なものとして考へ、取り上げて推進するといふ上から申しますと、御指摘のような点にも十分留意して、將來経済的な外交を推進する、そのために差しつかえが生ずるといふことのないようにいたしたいと考へております。

○大竹平八郎君 それから、近く總理は、資格は外相としておいでになるか、あるいは總理としておいでになるか、これはまあどちらにいたしまして、アメリカに行かれますか、これはもうすでに天下周知の事実でございます。しかし、總理がアメリカに行かれることについて、私も世界の批評を見るに当りまして、非常に評判がいいのでございまして、その点は私も日本人といたしまして、非常に安堵感と信頼感を持っておるわけでありまして、いろいろ対アメリカとの間にあります大きな政治問題があらうと思ひますが、あなたがあらうに参りますか、と、当然出て参ります。が、中共貿易の問題であらうとかよく考へておるのであります。私は議員の一部の方々と多少この中共貿易につきまして、考へを別にいたしておるものであります。長い私どもの二十年來の経験からいたしまして、中共貿易といふものは、決して安易にできるものではないのであります。また、一面考へまして中共貿易がその歴代の政府がこれをその促進を阻止をしておるようなこともないので、むしろ非常に政府があつてその促進に努力をしておる跡といふものが見られるのであります。なかなか政治は政治、経済は経済といふ場合に、共產黨の貿易といふものはいかなのであります。ことに昨年の夏時分非常に好転をせられた中共貿易といふものが、逆転をせなければならなかつたといふことは、御承知の通り、世界情勢の急変なんでありまして、こういう点につきまして、私もはかつての石橋總理と當時の岸外相との多少中共貿易に対するお

考への違いといふものは、私どもには理解ができるものであります。こういう点でございまして、あなたがあらうに参りますかといふと、当然このコムの問題といふことが中心になつて、またこれは議員からも要望があらうと思ひます。また、通産省あたりもこの点につきましていろいろ進言はせられると思ひます。これは先のこととございまして、これは先がしにくく点もあらうと思ひますが、お差しつかえない限り、一つ御所信を明らかにいたしたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 中共貿易の促進につきましては、従来もお話しの通り決して政府はこれを特に制限するといふような方針はとつておらないのであります。常にこれが増進についての方途を講じてきておりますが、御指摘のごとく、これには非常に重大な困難もございまして、われわれは根本の方針として政治的に中共といふものを承認するとか、あるいはこれと国交を正常化するということは、今日の段階において日本としてはその方針はとらない。ただ経済的な関係において貿易を促進するといふことは、少くとも国際条約の範囲内において他の自由主義国と同様な程度までわれわれがこれを促進していくことは、これは当然であるといふ見地に立つておるのであります。そこで、コムの制限の問題に關しましては、アメリカがむしろこれを制限を強化したいといふ考へのもとに非公式に各加盟国の意向を打診し、わが方に対しても、わが方の考へ方を打診してき

ておりますことは、御承知の通りであります。これに對しても私も私どもはこれを現在よりも強化するといふ考へはわれわれはとつていない。むしろ共產主義国に對する、中共に對する特別のきつい措置といふものを緩和すべきであるといふ方針で、アメリカあるいは他のこれに加盟しておる自由国とそういう見地に立つて、これが少くとも対ソ連ヨーロッパにおける制限を並みにする考へを、われわれは努力をいたして参つております。しかし、この点に關してのアメリカ合衆国の気持なり方向なりは、どちらかといへば、これを強化したいといふ方向に動いておることも事実であります。従つてこの間の、私がアメリカに行きますならば、当然こういう問題についても話し合ひが行われなきやならぬことになると思ひますが、私はやはり日本の立場、日本のこの置かれておる中共との関係といふものを、十分にアメリカをして理解せしむると同時に、日本自身は現在の段階において決してこれを承認し、これとの間に正式に外交関係を開くといふような考へのないといふことについても、十分にわが方の考へをアメリカの首脳部に理解せしむることが必要であると考へておるわけでございます。

○大竹平八郎君 總理もお忙しののでございまして、それから他の同僚の質問もございまして、いま一点お伺ひいたします。これは具体的な問題でございますが、最近輸出入銀行法の改正の問題が論議をせられておるうちに輸出のワケを広げておりましたものを、さらにいゝゆる経済外交の趣旨に

のつとりまして、海外投資技術提携の開発資金も認めようとするような意向が、通産省内部にだいで出ているといふことを聞いておるのでございまして、これは、あなたが御提唱の経済外交推進の意味を裏づける意味において、私も非常に賛成と思ひます。また、この点についてお伺ひいたしたい。いま一点でございますが、これは最近非常に、新聞紙上で問題になつております欧州の協同体の問題につきまして、われわれ日本を中心にした作らうとする状況下にあるのではないかと、この二点をお伺ひいたしまして、私の質問を終了いたします。

○國務大臣(岸信介君) 輸出入銀行法の改正につきましては、今政府部内で考へをいたしております。通産省及び外務省におきましての意見は、今御指摘になりましたような方向で、少し思ひ切つた大幅の改正がしたい意図のもとに研究をいたしております。いろいろ銀行本来の性格とも、ならみ合せを、今大蔵省関係の点において研究をいたしておりますが、大体今御指摘になりましたような方向において輸出入銀行法を改正して、そして経済外交推進に役立たしめようといふつもりでございます。

それから第二の欧州共同市場、これが最近調印されて、相當に日本の貿易の将来にもこれは影響のある問題であります。これに對する対策については、別途いろいろ考へをいたしておりますが、今御質問になりましたアジアにおいて同じような構想の下に協定をするとかいふような問題であります。これはヨーロッパ共同市場の

成立につきましては、相當な沿革のある問題でございまして、また、ヨーロッパ諸国の工業化の現状や、あるいは経済状況といふものと、アジアにおける現在の各國の経済事情、産業事情といふものは、御承知の通り、これをすぐ同一に論ずることのできない状況にあります。ヨーロッパ共同市場のむしろ先驅をなしたと申しますか、その根底にございますか、いわゆるシェーマン・プランといふような考へ方を、アジアにおいても考へたらうかどうかといふような意見が一部にあることは、私聞いておりますけれども、なかなかアジア諸国の現在の産業事情もしくは経済事情から申しまして、ヨーロッパにおける構想を、直ちにアジアの方へ適用するといふことは、まだ困難があると思ひます。ただ、私どもが経済外交を推進し、アジア諸国に對する経済協力を強化するといふ意味におきまして、アメリカのこれらの国に對する各種の援助といふものと結び合して、有効なる方策がとれるのかといふか。また、とれるかといふことについては、具体的な私としては考へず、一そうこのアジア諸国における経済開発なり、あるいはアジア諸国における経済の基盤を確立することに日本が協力する上において、アメリカの各種の援助との関係を調整していくといふことは望ましいことである、かように考へております。

○近藤信一君 先ほど大竹委員も質問されましたが、中共貿易の問題でございまして、昨年、總理も御承知のように、北京において日本の見本市が開催され、さらに、東京と大阪におきまして中共の見本市が行われたのでござい

ます。現在、民間の各団体がそれぞれ
中共貿易については非常な熱意を持っ
て現在いろいろと運動を進めておるわ
けなんです。私どもは、やはりこうい
う民間の経済交流というものがなされ
て、初めてそこに国交の回復というも
のが促進されてくるのではなからうか
というふうに考えるのです。さらに、
今年度は、中共の見本市が、名古屋と
たしか福岡だと思ふのですが、この
二カ所で行われる予定に相なつておる
わけなんです。そこで、この中共の見
本市が名古屋と福岡で開催されるの
でございますが、これに對しまして、
政府はいかなる援助を与えるというよ
うな考えを持っておられるか。私ども
は、やはり経済交流というものを考え
て、初めてそこに国交の回復というも
のが芽生えてくるのではなからうかと
いうふうに考えるのであります。さら
から、この点一つ総理としての方針を明
らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介) 中共との間の
経済交流を民間のレベルにおいてやら
れることに對しては、私ども、從來と
いへども、これが促進されることを、
むしろ期待をいたして参つておるの
であります。見本市の開催等に対しま
しても、いろいろと出品の物等につい
ての制約、コムの関係等の問題につ
きましては、政府も、民間の要望をい
れて、これが実現をスムーズにせしめ
るよう、從來も協力をいたして参つて
おります。今後におきましても、この
見本市等が互いに相互的に行われてい
くというところは、両国の経済関係を一
そう密接ならしめる上からいって、有
効な手段だと考えております。ただ、
先ほど来申し上げておりますように、

今の段階においては、政府としては、
政府が直接に政府同士で話をし、そ
ういふことを実現するのではなくして、
民間の諸団体がそれを推進するとい
うことに對して、政府はできるだけこ
の実現に協力するという態度をとつて
参つておられます。今後といへども、
同じような考えで進んで参りたい、か
ように思ひます。

○阿貝根登君 時間がありません
で、三点について御質問申し上げま
す。まず、完全雇用、エネルギー対
策、社会保障に関する考え方、この三
つに對しまして、商工委員会の立場から
御質問いたしたいと思ひます。

いわゆる政府の宣伝が何かわかりま
せんが、神武以来の好景気だといふこ
とが盛んに言われて、一般国民に手も
届かないような高価な品物が、続々と
出回つておることは事実でございます
。その半面、一千億の減税を唱へる物
入りでやられたけれども、その減税の
恩恵に全く浴することのできない人
が、これまた国民の大部分であること
は御承知の通りでございます。それ
にもかかわらず、鉄道の運賃は四月一
日から上る、私鉄も上りましょ、バス
も上りましょ、うわさに聞けば、電
力料金も上げられるようなことを言
つておられるならば、これはインフレ政
策になつてゐる、それに持つてきて、
現在でも六十万から七十万の完全な失
業者がおるわけでございます。これに
對して、政府はどういう考えを持
つておられるのか、はつきりした対策が一
つも示されておらない。完全雇用とい
ふことは高々と岸内閣の政策に打ち出
されておりますから、これに對する總
理の所信をお聞きしたい。

それからエネルギー対策でございま
すが、これは御承知のように、石炭が
ことしは五千三百万トンになると、こ
ういふことを言われておる。そうして
企画庁の方の話を聞いてみますと、三
十五年になれば五千五百万トンだと、
四十年になれば六千万トンだと、こ
ういふようなことを言つておられます
けれども、その国内の生産対策というも
のは何にも立てておられない。ただ需
要がこうなるだろうといふことだけ言
つておられますけれども、その需要に對
する対策は何も打ち立てておられな
い。これに對してどういふお考えをお
持ちであるか。

それから社会保障の点であります
が、一体これは恩給年金の法案も出て
おるようでございまして、私どもが知る
範囲内においては、まあ、調査の範囲
内に出ないような考え方が内閣にある
ように聞いておりますが、まず老年の
問題を考えます場合に、その前に恩給
あるいは年金等の名前前で一千億近く
巨額の金が出されて、一部の人がその
恩恵に浴しておられます。これを分析し
て考える場合に、恩給とは何か、年金
とは何かといふことが、あるいは
これは労働力の対価のあと払いであ
ると、こゝろいふことも言えるのでし
ょう、あるいは一方には國のために一生
懸命に働いていただいた方が、お年寄
りになつて生活ができるようにという
考え方もあると思ひます。そういう
考えとこれは農民を問わず、労働者を
問わず、中小企業を問わずおる人を
問わず、日本の復興のためにあらゆる
努力をされておる。そういう人たちが
お年寄りになつて、先ほど申しました
ように失業者が六十万も七十万もお

る、若い青年すら仕事がないのに、終
戦後日本人の生命は伸びたと云われ、
お年寄りがふえたといわれておりなが
ら、その人たちの仕事は全くなくて、
何ら國からこれを見てやることとら
れておらない。これに對してどうい
うお考えをお持ちになつておるか。こ
の三点に對して御質問申し上げます。

○國務大臣(岸信介) 私どもの政策
の中心は、実は一面経済基盤の拡大を
目ざしての積極政策を推進する、同時
の社会福祉に向上を目ざして社会保障
制度を拡充していくといふことは、私
どもの考えている政策の考え方の根本
の二つの大きな柱であると思ひま
す。つまり、完全雇用の問題につ
きましては、どうしてもこれは経済
産業の繁榮、またその基盤の拡大とい
うことがなくては、この失業者を吸
収して、これにそれぞれの雇用を与え
るということはできないといふ意味に
おきまして、第一のわれわれの積極經
済政策といふものの考え方があつた
わけでありまして、

で、そして今後五カ年を目途として国
民皆保険の制度をやりたいといふ考え
のもとに調査、準備を進めていくとい
うことを考えております。また、今御
指摘になりましたその点は、私は非常
にわれわれとして考えなければならぬ
問題だと思ひます。それはいわゆる恩
給や年金制度というものが、公務員で
あるとか、あるいは大企業に勤めて
おった人々が年を取つた後において、
いわゆる労働がでなくなつた場合に
おける老後の生活の安定のために考
えられておるけれども、そうじゃない、
国民全体として、あるいは中小企業
に、あるいは農業に、その他あらゆる面
で活動して、その人々が年を取つた後
における生活安定という意味において
國家が考えなければならぬ。いわゆ
るこれが養老年金の一般的な問題だ
と思ひます。これはもちろん必要であ
り、この問題についても、われわれと
してはさらにその制度を確立すること
に努めて参らなければならぬと、か
ように考えております。

それからエネルギーの対策につ
きましては、これは今石炭の問題をお
あげになりましたが、もちろんエネルギ
ーとして石炭は重要なものであります
けれども、本来申し上げますと、電気
であるとか、あるいは石油であるとか、
あるいは石炭、あるいは今すぐの問題
ではありますませんが、将来の問題と
しては原子力を含めて、このエネルギ
ーの問題の総合的な日本としての対策
といふものは、実はほんとうのところ
でございまして、私はこれをどうして
も立てなければならぬ問題であると思
ひます。しかし、そのうち水力の発電の
問題及び石炭の問題については、先ほど

申しました経済計画の一つとして一応の計画を持ってあります。しかしして石炭の増産についての一体対策はどうしているんだという問題の御指摘でありましたが、もちろんわれわれは計画として一つの目標を定め、その生産を確保するところの手段を、十分に講ぜなければならぬことは言うを待ちません。すでに通産省におきましても炭業の合理化の問題については、従来も具体的な方策をとって参っておりますし、さらに日本の石炭の増産をはかるに必要な、あるいは金融面から、あるいは設備の改善の面から、あるいは技術の面から必要な措置を講じて、今計画を立てておる目標エネルギーの中の国内における重要な一つの柱としての石炭の増産については、いろいろすでに通産省でもやっておりますが、具体的な問題は私ここで申し上げませんけれども、それに必要な対策を立てて、これを推進していこうということではないかなければならぬと思います。

○阿貝根登君 もう一点……

○委員長(松澤兼人君) ちょっと……予定の時間をだいぶ経過しておりますし、岸総理もほかに約束があるようでございまして簡単に。

○阿貝根登君 簡単にもう一点だけ。エネルギー対策の中で言い落しましたのが、佐久間ダムを作ります場合に、三百五十億の巨費を国費で投じて、三十五万キロワットの電力が出るようになったのでございしますが、異常洪水で電力が不足して、そうして東北等では節電をしなければできない、規制しなければできない、こういうにもかかわらず、三百五十億も投じて作った佐久間ダムでは機械を一台遊ばしておる、こ

ういう実情があるわけでございます。それに対して私どもが調査いたしました範囲内では、これは電源開発会社と電力会社の非常な何とのか、うまく行っていない、いわゆる電源はあつたけれども電力会社が、九つの電力会社がそれぞれそれを取つて自分の範囲内でしかやらない。だから電力はあるのだけれども向うへ回さない、こういうことが言われておるのでございます。これはなぜそういうことになってくるかと申しますと、私はこれが二つになっておるからだ。あれだけの規模を投じて今後もしどし開発をせられるであろう電源開発に對しては、それだけの設備はできるのだけれども、それだけの設備が別個にある。そして自分の範囲内だけしか売らない。こういうことがあるから運転をしない。国費を投じてやったのであるならば、国民全般が潤うようにするのが、私は施策であらうと思う。そのならば今の電力会社、開発会社等の機構を考へ直す必要がありはしないか。そして一番不足するところについて電力を送ることができ、こういうふうにしなればならぬのではないのかと私はかように思うのですが、この開発株式会社あるいは九電力会社に對するお考え方を承りたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 電力の発送電並びにその配電についての機構につきましても、御承知の通り日本においでいろいろな沿革を持つておるものであります。かつて発送電会社というものが作られて、そうして全国を一つのかつた発電をする同時に、送電もしていくというような会社が、機構が

できたわけでありましたが、戦後いわゆる電源の開発については電源開発会社によって行ひ、そして配電については九分割して九社によって配電していくという機構が作られたものであります。しかし同時にこの制度を考究してみますと、前者においての利点もあつたけれども、また非常に大きな資本を擁し、大きな経営というのになり、おのずから経営の限度というものがあつたので、戦後こういう機構がとられたものであると思うのであります。しかし同時に、そういう機構にはなつておりますけれども、各地域の各各電力の九電力会社というものの間における電力の過不足の問題や、あるいは料金の問題等、いろいろこの間に調整をすべきことがあると思ひます。それらの点につきましても、十分一つこの機構の運営上まだ不十分な点については、政府として十分に調整をとつて、今御指摘のようなこの電力過不足等の点は私は現在の制度におきましても、さらに各電力会社なり、あるいは開発会社なりまた政府なりというものが、その精神をもつてこれが調整をするならば、私は解決できる問題であるといふことであり、根本的な問題に達着するといふのであれば、制度そのものについても考へ直さなければならぬのであります。現在においては現行制度のもとにおける調整といふものを、一そう強化して参ることがいいだらうと、こう思ひます。

○委員長(松澤兼人君) 相馬君、先ほど申されましたように、あとの予定がつかえておりますから簡単に、そしてはなはだ勝手ですけれども、委員長はこの程度で岸総理に対する質疑は終りたいと思ひます。

○相馬助治君 先ほど大竹委員からも問題にされた日中貿易に連関して、基本的な岸内閣の構想といふものに關連してお尋ねしておきたいことが二点ほどございします。日中貿易といふものは非常に国民の間でも期待されておる。この日中貿易が伸びることに伴つて、日本の国の富が増すといふふうに簡単に考えられておりますけれども、私は今の日中貿易の実態を正確に調べてみた場合に、そういうふうに氣楽には考えられない。御承知のように、現在の日中貿易は民間団体との協定になつておりますから、わが國にとつても非常に不利な面が幾つか、率直に言つて、あります。そうしてまた、これらの貿易は国力を背景として行われることはもうもちろんでありますから、こういうふうな片あひばな形で現在協定が結ばれ、一方は國の政府であり、一方は民間団体、こういう不幸な状態に對して、岸内閣といたしましては積極的な指導をこの民間団体との協定に加えて、現実の上に立つて、國際的ななかむすかしはあつて、今後積極的な指導をなすべき用意がなければならぬと思ひますが、これらに對する御見解を一つ承りたい。

それからそれと関連いたしまして、近くアメリカ訪問が伝えられておりますけれども、この際この日中貿易の基本的な問題について解決を願わなければならぬ。具体的に申しますれば、日中貿易に關しては前の通産大臣の石橋さん、それから今の水田さん、ともどもにココム禁輸のこのワク内に

おいて、特認の制度を生かして、日中貿易の振興を期したいと通産大臣は申しておられます。通産大臣の言ひ得る限界はその程度だと思ひますが、内閣総理大臣としての岸総理は、このココム禁輸に關連をして大膽、率直にアメリカと話し合ひたい、特認の制度を生かすといふような半端なことではなくて、より輸出のワクを拡大し、そうして現在日本の貿易業者が手探りで仕事をやつておるという今の状態を、一日も早く改めていただくということが必要だと思ひます。私は現在の微妙な國際情勢のもとにおいて、岸外交もそれ相應に苦勞をされ、また苦難の道であるといふことを私も私自身も知つておりますから、単なる私は公式論を申しておりますわけではなくて、ココム禁輸の問題はそれとして、そのワク内においてもう少し根本的に、具体的に解決し得るものを解決して、せめて業者が手探りで商売をしなくともいいような状態に一日も早く置きたいと思ひます。従ひましてこの民間団体の協定に關連しての御所見並びにアメリカにおいでになるというこの大事なときに、それらに連関してココム禁輸に關する總理の基本的な御見解、これらを一つ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 共産國においては、貿易も國營でやつておられて、従つてわれわれ自由主義國の立場を堅持しておるものと間におきましては、形が變つておることは當然であります。これに對処するために、日本側の業者におきましては、業者の自主的な団体がそれぞれ輸出を調整をいたしまして、そうして組合となるべく一つの

形において、一つの品物については中共側と話し合いを進めていくというふうな形をとっておくことは、御承知の通りであります。これにつきましては国内においてわれわれ考えなければならぬのは、これらの中共を相手にしておる輸出業者の間における不必要な競争や、あるいは仲間同士の調整を無視して抜けがけの行動をするということのないように、これは国内において指導をしていかなければならぬことは当然でございます。また、これらの組合が民間のレベルにおいて交渉をするという形は、そういう形をとっておりますが、これについてわが方の考え、民間の団体が中国側と交渉するに際しての根本的な考え方等につきましては、十分政府とも打ち合せをして、そしてわが方の立場なり、あるいは利益というものが阻害されないように、今日までも實際上は指導して参つておるのであります。こういうことは今後におきましても同様に考えていかなきゃならぬと思ひます。

それからコムの制限及び特認制度の問題でございますが、これは今のこの条約、国際条約に加入している以上、その範囲内においてわれわれが貿易を進めていくということは、当然であります。そこで、問題は、このコムの制限の禁輸緩和の範囲をなお一そう拡大して、われわれは条約上当然やれる範囲というものをもう少し拡大しなきゃならないという考え方につきましては、これは従来もアメリカ側とずいぶん交渉をいたしておりますし、私が一昨年、時の外務大臣重光氏と一緒にワシントンへ参つた場合におきましても、その問題は出ております。それ

で具体的品物について現実に話し合いをして、戦時物資というものに当るか当らないかということ、個々の品物について交渉をして、範囲が広がられたものが今日までに相当あるのであります。いずれにしましても、われわれは先ほど来申し上げておるような方針のもとに、中共との貿易は、これはできるだけこの条約の範囲内において進めていかなければならぬ。そのものと条約そのものの制限というものを、これをわれわれは緩和の方向に持つていくということに今後とも努力をした、かように思つております。

○島清君 ごく簡単に関連をいたしまして質問をいたします。今、日中貿易のことにつきましては、非常に行き詰まつております。三次の協定までは、日中貿易促進議員連盟というのが、実はやつて参りました。そして民間三団体が中心になつてやつておるわけでありまして、しかし、第三次協定を履行いたします場合に、向う側といたしましては、今同様の相馬君から申されたように、信用度が非常に薄いというので、先般鳩山内閣総理大臣がプライベートルなレターを出しましたことは、申し上げるまでもございません。そこで第四次貿易協定を締結しなければならぬという状態になつておるわけでありまして、時期に來ておるわけでありまして、しかし、一体貿易促進議員連盟が貿易の締結に當つていいかどうかというふうな、内部からさういったような批判も出ております。そこで、政府といたしましては、せつかく總理が抽象的に貿易を促進したいとおっしゃれながらも、実際にいいてはさういったような悪条件がありまして、貿易の促進を妨げておると、こういう実情であります。この実情をどうやつて、経済外交を推進しておられるかということは、私ども聞きたいし、同僚議員も聞いておられると思ひます。そこで、私は具体的に中共側といたしましては、貿易を促進する意味において、もつぱら経済活動をする通商官みたいなものを日本に派遣をしたいというふうなことの希望がありまして、さうして指紋の問題等で行き詰んだことがあるのですが、さういふような経済交流を促進するという意味におきまして、さういふたうな行き詰まつておる問題を解決されまして、この経済貿易を促進される具体的なお考えがあるかどうかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○岡田大臣(岸信介君) 第三次協定に就いて第四次の交渉が行われておつて、また、その内容の一つとして、通商代表といふものが、通商に關する相互から代表を出し合ふというふうな話があり、また、それに關連して、いわゆる指紋の問題等があるということにつきましては、私も一応その事情は聞いております。私も、これは根本の問題であります。私ども、これは根本の問題であります。今日の段階においては、それはあくまでも民間レベルにおいて行われるべきものである、これを中共を承認するとか、あるいはこれに國交を回復して外交關係を開くということになれば、これは國と國との間の話ということに、もちろんなるわけでございますけれども、これは現在のわれわれの考え方によれば、結論

的に申せば、中共を承認し、これとの間に外交關係を開くべき段階ではないという立場をとっておりますから、そこに自然、政府のやる中共貿易の促進ということにも限度がございます。従つてこれを非常に強く考える人からいふと、政府のやり方は物足りないという御批判が出ることは、私、当然だと思ひます。しかし、経済の問題は、これはいろいろな議論がありますけれども、政治上のさういふ承認の問題とかといふような問題とは別個に離して、われわれがなし得る最大の貿易關係、經濟關係の促進を考えなければならぬというのが、私どものとつておる立場でございます。従ひまして、今の民間の団体等が向うと交渉し、また、その交渉をした結果に基いてこれを實現する上におきましては、われわれの協力すべきものはできるだけ協力して促進をするという私どもは態度を現在にいたしても、また近き将来においては、私はさういふ方針を進みたいと、かように思つておるわけでありまして、再開することにはいたしまして、暫時休憩いたします。

午後二時五十四分開会
○委員長(松澤兼人君) 午前引き続きまして委員会を再開いたします。ただいまより經濟の自立と發展に關する調査を議題とし、電気料金の改訂に關する件を中心に審議を進めます。水田通産大臣より最近の電気料金改訂に關する発言があります。

○岡田大臣(水田三喜男君) 電気料金の問題につきましては、御承知のよう

に昭和二十九年に料金制度を改正いたしました。当時夏料金、冬料金と分れておつたものを夏冬一本化す、さういふ新しい料金制度をとつたのでございしますが、そのときに新たにさういふ一本化によつて生ずるいろいろな不合理の問題が當然ございましたが、特に新料金によつて料金の値が上るといふものに対しては、一応三割で頭打ちをする、それ以上上げてはならないという措置を暫定措置としてとつておりました。これは、御承知の通りでございます。で、そのときから今まで二回同じような暫定措置がとられて参りました。で、これを暫定措置にしましたゆえんのものは、とりあえずさういふ新料金制度を作るが、まだこれに付随したいろいろな検討すべき問題がある、さういふ検討を將來政府は十分に、さうしてこの問題を解決するということが一つの前提になつておつたものでございしますが、今日まで本格的な検討というふうなものも措置されておりませんので、今年も同じような問題にぶつかつたわけでございますが、これをどういふふうな解決するかという問題につきましては、政府部内いろいろな相談、検討いたしました結果、結局もう一年間原則として従来とつてきた三割頭打ち制度を存続したい。ただし、それ以後のいろいろな実態調査の結果判明したところによりまして、さういふ、今のアンペア制をとつておる料金制度においては大体十アンペア未満がほとんど家庭の大部分である、それ以上の数はごく少いということがわかりましたので、十アンペア以上の需用家についてはこの頭打ちの措置を取り除く、それ以外は定額及び五アンペア、それ

に昭和二十九年に料金制度を改正いたしました。当時夏料金、冬料金と分れておつたものを夏冬一本化す、さういふ新しい料金制度をとつたのでございしますが、そのときに新たにさういふ一本化によつて生ずるいろいろな不合理の問題が當然ございましたが、特に新料金によつて料金の値が上るといふものに対しては、一応三割で頭打ちをする、それ以上上げてはならないという措置を暫定措置としてとつておりました。これは、御承知の通りでございます。で、そのときから今まで二回同じような暫定措置がとられて参りました。で、これを暫定措置にしましたゆえんのものは、とりあえずさういふ新料金制度を作るが、まだこれに付随したいろいろな検討すべき問題がある、さういふ検討を將來政府は十分に、さうしてこの問題を解決するということが一つの前提になつておつたものでございしますが、今日まで本格的な検討というふうなものも措置されておりませんので、今年も同じような問題にぶつかつたわけでございますが、これをどういふふうな解決するかという問題につきましては、政府部内いろいろな相談、検討いたしました結果、結局もう一年間原則として従来とつてきた三割頭打ち制度を存続したい。ただし、それ以後のいろいろな実態調査の結果判明したところによりまして、さういふ、今のアンペア制をとつておる料金制度においては大体十アンペア未満がほとんど家庭の大部分である、それ以上の数はごく少いということがわかりましたので、十アンペア以上の需用家についてはこの頭打ちの措置を取り除く、それ

午後二時五十四分開会
○委員長(松澤兼人君) 午前引き続きまして委員会を再開いたします。ただいまより經濟の自立と發展に關する調査を議題とし、電気料金の改訂に關する件を中心に審議を進めます。水田通産大臣より最近の電気料金改訂に關する発言があります。

○岡田大臣(水田三喜男君) 電気料金の問題につきましては、御承知のよう

からこれは電灯でございしますが、公共事業用の電力、小口及び大口電力の一部に対して同様の措置がとられておりました。これは全部本年の四月一日より来年の三月三十一日まで一年間頭打ちの措置を継続するということとに大体したいというところを、政府としてはきめた次第でございします。この点については一つ御了解を願いたいと存じます。

○阿具根登君　そうしますと、原則としては一年間延ばす、しかし十アンペア以上ですか、これ以上は頭打ちをのます、こういうことになりまして、原則としては延ばすけれども、ステップ・バイ・ステップで一年たつたら皆さんからいただきます、こういうことになると思ふんです。そこで私は今大臣から聞いて、簡単な資料をいただきましたが、電力問題には根本的な問題もございしますので、もう少しわかりやすい資料をいただきたい。なぜかならば、どういふわけで上げなければならぬのか。見直しはどうついているのか。そういう問題がさっぱりわからぬ。また一部においては赤字であるが、一部においては黒字である。どれだけそれがなっているのか、なぜそういうことになるのか。電発会社で作った電力が、一方には非常に流され、一方には流されておらない。そういう弊害等も私は相当あると思うので、全国的な電気の需用供給量、それから地域的な需用供給量、そういうものをすべて資料として差し出していただきたい。かように思います。

の反対もあつたわけでございます。それを夏料金を冬料金に直しておいて、その世論を押えるために、一三〇%の頭打ちをきめられたものと私は思っております。そこでそれでやっていけたはずが、どうして今日になって十アンペア以上でも頭打ちを除かねばならぬようになったか。そういう点をお伺いいたします。

○国務大臣(水田三喜男君)　これが今まで暫定措置で行われておつたということは、実際においては適當でなかつたとは考えています。で、どうしてこの措置がもしいんだとしたら、これをもう料金制として認めて、これに従わなければならないことになるのでございしますが、一応新料金制を認可して、これに九電力従うことになつてゐるのに、別にそういう不合理は正のために、政府からこういう申請を出してくれと、それを認可するという形によつて、電力会社はこの料金制に従わなければならないという変則的なことをやつておつたのでございしますから、これを變則的でなくするようにするには、やはりいろいろの点を検討して、合理的な料金制といふものを作ることが本筋だろうと思ひます。それがなかなかある際に一挙にあえず今の、現行料金制度を作つて、特に、ただし今後電力開発は推進しなければならぬ。従つて公共事業であるから、料金は上げさせないようによつて、かかわりに、電源の、電力の開発については国がいろいろ金利の問題を考へたり、あるいは税制の問題も考へたり、あるいはいろいろな条件というわけではないのですが、そういうものがあつて暫定措置にしたと、こういうい

きさつになつております。ところが、今回の税制改革におきましても、そういう事情があつたにもかかわらず、電力会社に対してこの重要物産の免税とか、あるいは増資免税というよりな特別措置による租税の優遇も、今度全部私どもは一応これをなくすることにいたしました。で、これは電力事業だけをこゝろ減税の恩典に浴させるといふことも、理論的にむづかしい問題がございしますので、一般産業と同じようにこの免税措置はとつてしまひましたので、それだけでいいの。別個の、電源開発促進法案もあるのですから、公共のための電力開発について、国家が何らかの助成をするとか、援助するといふ必要があつたら、それは別個に考へて、別個の問題として処理したいという将来の考へも持つておりますし、それからこの際そういう電力料金合理的にきめるといふ本格的な検討もやはりしなければならぬ、こういうことで、これをまあ前提として当面の問題をどうするかといふことでございしますが、御承知の通りこれは電力会社の申請によつて、政府が認可しているといふことでございしますので、電力会社が申請しなければ、これは三割頭打ちの問題も、四月一日からそのままになつてしまふといふことで、政府がとくに出世という権限を持つてゐる事項ではございせんので、ここでどうも政府の行政指導と申しますか、これをどうするかといふことについて、私どもの方から政府の意向として

きさつになつております。ところが、今回の税制改革におきましても、そういう事情があつたにもかかわらず、電力会社に対してこの重要物産の免税とか、あるいは増資免税というよりな特別措置による租税の優遇も、今度全部私どもは一応これをなくすることにいたしました。で、これは電力事業だけをこゝろ減税の恩典に浴させるといふことも、理論的にむづかしい問題がございしますので、一般産業と同じようにこの免税措置はとつてしまひましたので、それだけでいいの。別個の、電源開発促進法案もあるのですから、公共のための電力開発について、国家が何らかの助成をするとか、援助するといふ必要があつたら、それは別個に考へて、別個の問題として処理したいという将来の考へも持つておりますし、それからこの際そういう電力料金合理的にきめるといふ本格的な検討もやはりしなければならぬ、こういうことで、これをまあ前提として当面の問題をどうするかといふことでございしますが、御承知の通りこれは電力会社の申請によつて、政府が認可しているといふことでございしますので、電力会社が申請しなければ、これは三割頭打ちの問題も、四月一日からそのままになつてしまふといふことで、政府がとくに出世という権限を持つてゐる事項ではございせんので、ここでどうも政府の行政指導と申しますか、これをどうするかといふことについて、私どもの方から政府の意向として

でも、料金制全体についての検討をするとか、あるいは電力会社に対して開発促進についての援助をするとかいうようないろいろな問題があつて、一年、一年の暫定措置になつておつたものが、今度以前よりも条件が悪い形になつておりますので、政府としてこうせよといふところになかなかいふ問題が出てゐる。しかし、そうかといつて一方この際電力料金といふものを上げることは問題であつて、これは現在のところ上げるべきではないといふ考へを私どもは持つておりますので、その調整策として考へたのがたまたま申し上げました対策でございします。が、むしろ一般家庭には全然影響ないが、特別に一般以上の電灯を使つてゐるというものぐらゐを解除するといふ方が、実際において実際のじやないかといふようなことも考へまして、ただ従来通り全部そのまま続行するのだといふのじやなくて、行政指導に若干の合理性を与へた。そのかわりこれで解決する問題じやありませんので、一部は確かに値下がりますけれども、値下がりにならぬといふ事情を持つてゐることは事実でございしますので、来年の三月までの措置を依然として暫定措置で置いて、その間に政府において合理的な制度を検討しよ、こういうことでございします。

○阿具根登君　大臣の言わんとされておることはわかりませんが、暫定措置であるから何とかしたいといふ考への上に立つて、暫定の暫定の措置をされてゐる。まことに私はこれは大臣にこゝろいふことを申し上げて失礼でございしますが、大臣らしからぬやり方だと私は思ふのです。しからば免

税措置をなくしたといふならば、その金額は幾らであるのか、あるいは今度の一三〇%頭打ちで二百七十五億ですか、というやつが黒字になるようになつておりますが、そういういたしますと、いいところもあるはずである。そのところには触れないで、そうして国民に負担のかかる方だけを暫定の暫定でお茶を濁して行く。まるで私は主客転倒だと思ひます。逆にもう少しかたときにはどこも熱つてゐる。もうかっているのです。もうかっているはずなんです。下げられるところがあるのを下げてこそ、初めて暫定の暫定として、国民のためにこれだけの公共性があるのですから、国が莫大な金を出しているのですから、だからまず国民に奉仕するところは奉仕して考へるべきだろ。それを逆に大臣は考へておられる。暫定措置であるから、会社に対して政府に申請させて、そうしてそれを認めねばいかなから、だから毎年毎年……それでも芸がないから、だから今度は一三〇%頭打ちを一部を抜かしてやつたのだといふことを言われるけれども、鉄道料金でもその通りなんです。この前これが二十二国会でしたか、二十一国会でしたかきまつたときには、一等と二等だけ上げます。三等と貨物は上げませんといふことを確約しておきながら、ちゃんと今度は上げるようになっておる、これはステップ・バイ・ステップで、必ず今度は全部頭打ちをとつてしまふようになつてくると私は思ふのです。だから、なぜ、こゝろいふことをやる場合には、大衆がどう考へておるかといふことをまず考へれば、もう少し私はきれいな形

で出すべきではなからうか、かように思いますが、いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は一般家庭にはなるだけ迷惑をかけない措置をとりたいと考えておりますので、この方法でいけば、大体一般家庭にはあまり迷惑はかけない。それでたとえば東京都の区域を見ましたら、九〇何％というものは、一切電灯の値上りというものはないし、七〇前後が頭打ちの措置からはずされるということになろうかと思いますが、金額的に見まして、これは非常に個々のものを見まして、そう大きい影響ではありませんが、使う方から見ましたら、夏はあまりどこでも電灯は使わない、冬が一番多く使うのですが、今まで夏料金があったときを考えると、夏は使わないのだから、冬と比べて著しく夏の電灯料金が各家庭にとつては安かった。今度はそうではなくて、もつと安くなつていくことになるのでございまして、積極的に電灯料金の値上げをするというのでもありませんし、また、個々の家庭におきましては、これは使わない場合は料金が安くて当然ですが、夏になつて、実際に使わなくなると、夏に比べて、支払料金というものを考えまして、冬よりは安くなつて、頭打ちはとられても、現実の支払料金が上るといふことも実際にはない。いろいろな個々の実情を考えると、十アンペア以下を据え置いたら、ほとんど一般家庭はもう頭打ちをはずされるところでも、影響はそう大きくないかと考えましたので、天候の辺で線を引いて対処したい、ではないかと考えておる次第でございます。

○阿貝根登君 大臣が言われるほど一般にも関係がないし、頭打ちをはずされるところも影響は少ないのだというなら、何を好んでこういうことをおやりになります。微々たる金額で、一般の家庭にも響かないというくらいのことなら、何を好んで暫定の暫定のこういふことをやられるのかという反論になつてくるわけですが。私は大臣の話を聞いておきますと、確かに言つておられる十アンペアというものはそうでしょう。しかし鉄道の料金が上る場合に、鉄道に乗れる人は、国民の何割かだから、一般の乗れない人には何も関係ないのじゃないかといつても、国民にはね返るのはそんなものではない、電気料金もその通りだと私は思う。それは必ず国民にはね返つてくる。それから考え方が、これだけ電燈も金をたくさん入れて、そして、次に電力会社もできて、そして九電力に電力を流しておるが、そういうのが国民の金でやられてくるならば、だんだんと国民の家庭に安くなつてくるようにするのが私は政策だと思ふ、こう思ふのです。ところがだんだん高くなるばかり、今まで政府が、許可制になつて電灯料をきめる場合に、下げたことがあるかどうか、その点一べんお聞きしておきたいと思ふ。下げる方に協力をしてやられたことがあるかどうか、永久に下げるといふことはできないのか。私は不幸にして、終戦後電灯料金が下つた、政府が下げたというよりなことを聞いたことがございせんが、そういうことがあつたら一つお教え願ひます。

○政府委員(岩武昭彦君) 料金の制度をいたしまして、終戦後下げたことはございせん。ただ、前回の暫定措置のとき実質的に下げたといふことでございせん。

○阿貝根登君 実質的に下げたというのは、夏、冬の料金をならして一本に取つたんでしょうか。

○政府委員(岩武昭彦君) 料金の体系として、上げて取るところを一部下げた、こういう意味でございせん。

○阿貝根登君 それは上げて取るところを下げたのであつて、決して下げたんでございせん。今だつてこれを……、それでは私の質問から言ひなれば、一三〇％の頭打ちをはねられて、全部の方から一三〇％以上のやつを取るようになっていたけれども、一部として、あとは下げたのだ、そういう理屈になつてくると思ふのです。私はそういうことを言われるあなたの方の考え方が間違つておると思ふ。取つていいやつを取らなかつたんだといふことではないのです。私の聞いておるのには、私はこれだけ政府が干渉しておる、援助しておる、国民が金を出しておるといふことになるならば、まず何とかして国民の福祉にはね返つてくるようにしなければならぬと思ふのです。ところが、わずか二百七十五億九千三百四十四円であるから、だれにも影響はないのだといふようなことを言われるならば、なぜそのぐらいいいのか。逆にそれ以上に下るところがあるはずなんです。九電力全部赤字か、黒字が……、一つ数字を全部示していただきます。そして親心があるならば、下げるべきところを下げるように考えられるなら、これは私わかるのです。ところが黒字のところは絶対さ

わらずにおつて、一べも今まで下げたことはない。赤字のところだけ取り上げて、そして赤字だから上げてやらなければならぬ、その考え方が間違つておはせぬか、かように思ひます。

○政府委員(岩武昭彦君) 今度の措置は、先ほど大臣も申し上げましたように、電力会社が苦しいから上げたとか、あるいは損得とかいうことじやございせん、仕事の筋をいたしまして、一べん認可してやらしていただいたものを、裏から回つて、あれはどうもふりしてやるといふ、そういうやり方はどうもまずいといふことの意味でなしたことでございまして、お話しございましたように、電力会社の経理は、これは各社によつてまちまちでございしますが、御承知のように上期の決算で申しますと、一〇〇％の償却をやつていける会社は一社しかございません。あとは償却も一〇〇％に達していないところが多いのでございせん。もちろん利益にはなつておりますから、一割二分の配当はいたしております。おりますが、これはいろいろ資金調達上の都合その他がございまして、配当を、現在一般の配当が一割四分もいたしておるところを、特に押えております。その反面かなりの償却措置もあるといふことを御承知願ひたいと思ひます。なお、下期につきましてはまだ判明いたしません、おそろしく上期より業績が悪くなつておるだらうといふふうにはいろいろ関係の問題から、水が減つて、予定以上の石炭を買つた、あるいは石炭の価格が上がつたといふふう

な点がかなり響いたのだと思つております。

○阿貝根登君 そういたしますとですね、ただいまの御説明を聞きますと、きわめて私はまたわからないようになつたのですが、一割二分の配当もやつておつて赤字ではないんだと、赤字だから一三〇％の頭打ちの全部をはずすのじゃないのだと、そして政府として裏の方から会社に出してくれというものが非常に心苦しいから、こういう法律案を出したのだと、こういう解釈になつてくれば、これは政府の面子だけを考へてこういうことをやられておると、かえつて電力会社の方に十アンペア以上は頭打ちは抜かします、あとは一三〇％で頭打ちしてくれといふのがかえつておかしいのではないのですか。何も金額の問題でもない。損する人も大してないんだと、大衆にもかからないのだと、ただ問題になるのは……、政府はおかしいじゃないかと、裏から頼むのはおかしいじゃないかと、それこそすつきりした方がいんじゃないかと思ふのです。

○政府委員(岩武昭彦君) お話しの通りすつきりさせましたためには、これは全体としてはよろしいと思ひます。ただ今度一部のものだけ据え置きをはずしましたのは、当初の三割頭打ちを行つたときに、こういうふうにしなさいと一般の家庭その他に相当の影響を与えることが大きいのではないかと……、最近いろいろ実態調査をいたしております、必ずしも当初の所期の目的とは違つたといふことが出て参りまして、その詳細は、お手元の表をお配りしてございせんが、簡単に

申しますと、比較的電力消費の少ないところ、この三割頭打ちの割り引きを受けている事がそうなくして、また金額も少く、むしろかなり大きい消費施設の方がこの運用を受けておると、それは電灯需用でありますから、どんなところでも割り引きを受けて均等させるのが当然かもしれませんが、かなりその間のバランスがとれてないようにも思われます。しかも、住宅以外の施設もかなりあるようでありまして、これは同じ筋を通さぬやり方をいたすとしても、まあ、そのうちでも特に相当な理由のある範囲に限る方がいいではないだろうかというふうな願望から、十アンペア以上の従量電灯につきましては、この措置を据え置かなかつたということでございます。

○阿貝根登君 先ほど二百七十億と言ったが、これは二十七億五千九百三十万ですね、数字はそれは訂正いたします。そこで、私が言ったのを逆に一三〇%頭打ちをとってしまった方がすっきりするのだと言ったのだとられたと思いますが、私はそういう意味で言ったのじゃなく、一三〇%の中をまた割ったりなんかするの、一番みつともないじゃないかと、こういうことを言ったのです。そうすると、大臣が言っておられましたように、全部で二十七億であるとするならば、それは影響は少いでしょ。影響は少いけれども、これは必ずステップ・バイ・ステップで、これは第一歩です。必ずそうなると思う。だから今まで二年間一三〇%を据え置いて、そして二年間かかって調べたところが、これだけ矛盾があったと、あまりにも政府としてのやり方がずさんではないかと、これ

くらしいことで電灯料を下げるとか、上げるとかいうような問題ではない、私は思うのです。もつと根本的な問題から参らねばできないのがあるけれども、それに手を触れず、何か糊塗されているような感じがするわけですね。だから赤字対策でもない、もちろんこの金を見ればそうでしょう。そうであるならば、政府のたゞめられたものに對して、毎年々々政府が頼んで申請が出されることはいやだと、こういうことになるけれども、一三〇%出さした方がかえっていい。一三〇%の中のまた一部を、今度はこれを頭打ちを取るので、あとは頭打ちだと、ますますややこしくなってくる。これは必ず問題は起るのです。こういうように小出しに案をなすことをすれば、国民が受ける感じというものは必ずいい感じではない。しかも電力問題については、根本的な問題をこの前も通産大臣に御質問申し上げたし、きょう総理大臣にも御質問申し上げただけども、そういう問題に對して、もつと大きく通産省としては腰を入れるべきであらうし、研究すべきところがあらうと思う。このくらしい枝葉末節のこと、どうしてこんなことをするか、あまりにも私は通産省のやり方としてはおかしいじゃないか、かように思うのです。が、どうですか、こういうところだけお聞きすればいいのです。

○國務大臣(水田三喜男君) それはさつき私が申し上げましたように未解決で、こういうことを長く続けるべきじゃない。今度はこの問題を機にして、この電気料金の合理化というよりなことについては、本格的な検討をやる、こういう考えがあつてのとりあ

えずの措置というわけでございます。従つてこれが一年こういふ形がとられておりますれば、その間に私も下るものは下る——この当初の見込が違つて上るだらうと思われからとつた措置が、実際にはそこには影響なかつたと思われれば、思われた範囲内においては、今一応解除して置いてもいいので、暫定の暫定になります。が、そういう措置だけ今度とつておいて、根本的な問題にかかるとなると、今局長から言われまして、急に一般家庭がと打ちというところは、急に一般家庭がとにかく困る可能性があると、そこへ影響が大きいだらうという予想でやつたのでございまして、実際調査の結果は、実際にそこへは響いていなかったというのが実情でございます。十アンペア以上だけ解除するという暫定の暫定をやるのが、やはり妥当ではないかと、私は考えております。

○阿貝根登君 それは討論になつておかしいのですけれども、私は今まで審議したり、こんな不可解なことは初めてなんです。どう考えても、このくらしいことではなぜ暫定の暫定にしなければできないか。もつと根本的な問題があるはずなんです。これだけの問題をやらねばならないのです。そこで、この問題を先ほどから根柢り葉柢りして、そして討論したいになつておりますけれども、政府が一三〇%の頭打ちにするときに、冬料金でやつたならば、一般家庭に影響するだらうと思つて、一三〇%の頭打ちにしたところが、実際二年たつてみたところが、あまり一般大衆には関係しないようである。まあこういうあまりにずさんなやり

方だと、一三〇%で頭打ちをしなかつたなら、一般大衆に非常に迷惑をかけるだらう……、数字のはじける人は一人もいないのですか、頭打ちはずしたらどのくらいになるかというところは、そのころ十分してあるはずだ。私は速記録をとつて持つてきていいのです。それくらいのこととは十分検討されているはずだ。それを二年たつた今日、あまり影響しなかつたのだと、そういうことで、ただ、めくらが探つておるよりなこと、電灯料金を上げたり下げたりされたら、国民はたまつたものじゃありません。これだけの機構を持つておつて、これだけの金を使つておきながら、上げればどのくらい影響するのだというところがわからなかつた、そういうようなことは通らない。当然わかつておつたはずなんです。そういうことが通るとするならば、そのときどきの数字のどこかしがでてくる。電力の問題については、二十九年の国会でも、非常にずさんだといふことを各委員からたたかれていた。それに対して愛知通産大臣も、これは肯定されては、で、こういうことを言われるならば、ますますその感を深くするので、そんなデリケートな問題じゃない。数字でははつきりつかめるはずなんです。それを今度は頭打ちをはずしても、あまり影響はしないのだけれども、今度は一部暫定の暫定で抜かすのだということになれば、この次は抜かすのだということになるじゃありませんか。この次はあと一年したら一三〇%頭打ちをはずしてしまふ、こういうことですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今ステップ・ワン・ステップと言われましたが、

が、私もそういう考えは持つておりません。これをまず一つははずしたから、この次ははずしてしまふということじゃなく、今度の措置をこうやつておくことによつて、次のときまでに、われわれがいろいろ合理的な料金制を考へるということでございます。

○阿貝根登君 次のときまで合理的な電灯料金を考へになる、それはわかります。が、その次のときまでになぜ一三〇%を一部はずさなければいけません。かえつていいじゃないですか。この次までにつつきりとした電灯料金をおきめになるならば、せつかく暫定できておるのだから、暫定でやつて、その間にきめて何にも不合理ないじゃありませんか。ただ会社に対しては二十七億くらいだから何でもありません、こ

すので、現行料金制度が十分でないというなら、一つそれを変えて解決するのがほんとうだと思ふのですが、そこへいくまでに今まで準備が十分できておりませんので、今度も一年間この措置をとりたいという場合に、それに正式に政府が認可した制度に若干近づけられるなら、弊害なくして近づけられるなら、やはり近づけておくという方向の考慮をすることは、やはり私は当然だと思ふ。

○阿具根登君 言われることはわかるのです。監督官庁が裏から行つて、一三〇%の頭打ちにまたしてくれというのは、これはまことに困るからということはわかる。で、それなら一部抜かしたらと言われているのか、一部二七億円の頭打ちを抜かしたらと言われているのですか。言われているところかかえて調子が悪いのです。今まではこゝろ見解で、そして根本的に問題を解決するために一年延ばしに延ばしてきたんだ、だから済まんけれどももう一回出してくれということとは、これは言われると思ふのです。ところが、今度は一部だけ抜かして、あとの九十何%だけは頭打ちしてくれということとは言えぬのじゃありませんか、かえって悪いのじゃないですか。言いたくなかつたらすつかり抜くということをおつしやるなら話は別なんです。私はそれに賛成するわけじゃないですけれども、話は別でしょう。それがいいやだと言いながら、もつとそれを複雑に、頭を下げるわけじゃないようなことを作つて、ちつとも理論にならないじゃないですか、それは何か、そんな頭を下げるのはいいのですか。

○國務大臣(水田三喜男) 頭を下げるのは依然として同じだと思ひますが、それでも一部これは一般に家庭には影響ないと思はれるものを解除するということは、その部分は現行料金制に近づけることにごさいますから、同じ電力会社にこせせいということを行つても、その方が私どもにとつては若干合理性が持てるということにならうと思ひます。

○阿具根登君 電灯会社に対して言う場合に、少しでも電灯会社が喜ぶように金を取つてやれば頼むのに頼みいだらう、そういう親心もそれは一方にはあるでしょう。頼みに行くのに二七億円のおみやげを持つて行くのですから、そゝういふことになるのです。

○國務大臣(水田三喜男) いや、私の今言ひましたのは、そこに同じ政府がこれは半ばもう命令でございます。が、同じ命令でも、命令の中に合理性が若干入る方がやりいでしょう。合理性といふものは現行料金制度が厳としてあるのですから、それとの対照において合理性があるということ、金額を二七億みやげを持つていくというのじゃございませんで、全部を抑えた場合には夏料金よりそれだけの違いがあるということでごさいます。実際にこれをやつてごく一部の解除になりますので、これによつて電力会社が今のその二七億に比べていゝゆる得すると申しますか、収入がふえるという部分は、七億前後じゃないかと思ひます。

○阿具根登君 ちよつと変えて質問してみますが、この問題について電力会社から政府の方に働きかけがあつてお

るかどうか、あつておつたかどうかですね。

○國務大臣(水田三喜男) 政府への働きかけというよりなものは特別にごさいます。ございませんで、今度の開発銀行の九電力側のワークとして設定した二百五十億、これの問題のときには、従来政府にはだまされておつた。こゝろ電力会社が非常に負担する資金については相当めんどろをみるといふこともあつて、毎年据え置かれたりしていろいろな事情があつたのだが、そゝういふことを見てもええなというものは、政府の言ふことというものは、もういわば当てにせぬというよりな不平が電力会社から出てるというよりなこと、政府が裏から頼んでいふこの措置に対するやり方というものについて批判といふものは、相当私どもは耳にしている現状でございます。

○阿具根登君 そゝうすると電力会社そのもの、この一部の頭打ちをはずすといふことに對して、そゝう積極的ではなかつた、こゝろいふことになる。と、ただ政府の立場だけでこゝろいふことをされた、こゝろいふことになるので、見ておれば一三〇%の頭打ちをとつても一般家庭には影響はないのだ、影響があると思つて頭打ちにした。ところが今調べてみれば、頭打ちしても影響はあまりない。まあこゝろいふことが前提にされておつたと思ふのです。そゝうすればですね、今度考えられる場合には、先ほどから言つておられたように、頭を下げるのはいいやだから、一三〇%はずすのだといふことが前提になつておる。これは先ほどから私が言つておる通りなんです。そゝうすると一べ

んにはずせば、また二十九年十月のよりに世論がわいてきて非常に困る。だから一部離しておいてその次離すのだ、こゝろいふことにしかならないと思ふのですが、それは全然やらないうことを、こゝろではつきりお言ひになりますか。

○國務大臣(水田三喜男) この次にこゝろいふ措置をするかといふ問題は、さつき話しましたように、これからこの一年間でわれわれが検討する。いろいろなものとの関連できめようといふことでごさいます。それがきまらなければ、これをみんなはずしてしまふのだとか何とかいふような方針は、全然きめておけません。

○阿具根登君 どうもわからない。それで二年間そのために私は研究に研究をされてきたと思ふのです。それは大臣がいやなように前の石橋大臣だつていやだつたでしょう。だからおそらくは研究に研究をされてきたと思ふのです。それが一部頭を離しておいて、また一年間研究しなければわらない。上げるか下げるかわからない。どうしても私はこれはもやもやとしてわからんやないか。これは何なればいけなから、だからこゝろしてくれといふならわかるんだけれども今から研究すると、一三〇%頭打ちのときにはこれは相当研究されておる。夏料金を冬料金に変えるときには、相当これは研究されておる。そゝうして一三〇%頭打ちといふものがきまつた。これにそのあとにまた研究する期間が二年も経ちてきておる。三年目の延長になつたときに、一部をはずしてまた研究するんだ、何をそれほど研究せな

ければいけないんですか。もうすでに研究し尽しておつてちゃんと御腹案があるんじゃないですか。そゝうでなかつたら、何のために三年間その研究に要りますか。私はそんなに電灯事情がくるくる変わると思はない。それは雨が降つたり降らなかつたりすることはありましよう。だけれどもそんなに研究研究といふほどしなればならないといふことがわからない。かりにたとへば電力会社は今賃金上げるために一生懸命な努力をやつておるんだ、非常に赤字で困つて、これは上げるようにしておるから、そのためにこゝろいふことをするなというこゝろであれば、また考え方も違つてくると思ふ。

ところが、電灯会社の方も赤字ではあまりないんだ、大衆にもあまり影響しないんだ、どうしても私納得できないんです、まだ何かあるんですか。

○政府委員(長谷川四郎) 二十九年の料金改訂のときには、御承知のように今日この頭打ちを作るといふことにも、先ほどからの答弁にもあつたように非常に矛盾をした点があつた、矛盾がありましたけれども、一応そゝういふふうにして二十九年は通つた。次いで三十年、三十二年二年間、これを何とかいま一年経てくれ、いま一年経てくれといふことで二年間何とかして経てきた。ところが今年に入りまして、電灯会社の方からぜひ今年は三年目だ、たとえばあの額も三度というこゝろもある、われわれはとてものがましきれないんだ、だからこれを一つはずしてくれといふような要請のあつたことだけは事実であります。しかし、それと相マツチしまして、重要物

資の免税措置があり、さらに大電燈
会社の税金が十五億くらいあるとい
うことでございます。それから特別税
制措置法においてやっぱり十三億く
らいものが出てくる、向うで料金を
いよいよ三割頭打ちをはずしてくれ
というのに、逆に税制の方で普通並
みに二十八億取り立てるのだ、こ
ういうことになってきておる。そ
ういうところで幾らでもという
か、私の方もなるべくこの税制に
おいてこういうことはやりたくな
かったといふことも、これも明らか
な事実でございます。そうして何
となくこれを考慮してやって、そう
していま一年これを続けていきたい。
その間にもっと根本的な問題に触
れて税制といふものを考えるべき
じゃないか。たとえば御指摘のよう
に、確かに黒字のところもあれば
赤字のところも多いといふことも
また事実でございます。そうい
うような面等にも関連をして十分
これを研究すべきである、こう
いう考え方が一年間猶予しても
らう、いま一年猶予してもらうの
に、一般の階級といふことは悪い
かもしれないけれども、一般にあ
まり影響度のない、たとえば幾
らかの部分だけでも頭打ちをはず
しておいて、その間に研究をして
はつきりした処置をすべきであ
る、こういうのが、私たちの考え
た、あまりいい考えではないか
もしれないけれども、一応考えた
ものであります、従って三割頭
打ちを一部ははずすというのは、
申し上げたようなそういうような
諸点があつて、税制の面等に
関連し、そうでなければ来年度は
当然また値上げ等というものが
必然的にその方にまた要求をさ
れてくるではないか、こういう
ような点も考えられまし

てこういう案を作ったわけでございます。して、これは別に法律ではないので、要は政府が勝手にいえば勝手にしようが、これは実施すればできるのでしょうけれども、一応いずれにしても商工委員の皆さんには、特にこれらは一つ御協議を願わなければならぬのだというふうな大臣のお考えもありまして、衆議院の方にも、そういう点については十分皆さんにも御研究をしてもらうし、御意見も十分承わりたいというふうなことになり、また委員会を尊重する上においても、政府が勝手にこういうことをやるべきではない、いかに一部であってもやるべきではないというふうな考え方から、まあ本日も會議に付せられておるわけでございますが、まことにおっしゃる通り、納得のいかない点が多々私はあると思います。私もそうだと思ふけれども、そういうふうな実情にあることを一つ御了解願いたいと、こう思ふのでございます。

○阿具根登君 大臣が、まあ行政措置でできることもかもしれないけれども、委員会に対して相談するのだということを衆議院でおっしゃられておった。私議事録を見てまことに喜んだわけなんです、きょうも大臣の方からということ、私らはきのう聞くつもりをしておりましたけれども、大臣の方から午前中は衆議院でやり、午後は参議院に参つてこれを説明するといつてこられた。その点については私どもは非常に感謝しておるわけなんです。ところで、この問題ばかりに触れてもいかぬですけれども、九電力に分割されて、そして黒字あり赤字ありと、そうするなら赤字の方では必ずこれは値上げに持ってくるでしょうし、黒字の方

はおれのところは、黒字だからという人はほとんどおられない。黒字と見えておるところは、その数字以上の黒字が出ておると私は思うのです。そういういたしますと、同じ公共性を持つておる、これが九つ分割されたまたそのいきさつもありませんけれども、一方が黒字になり一方が赤字になるといふことに、すでにそういう料金値上げ等の芽はえができておる。だからこういう問題に對してやはり抜本的な対策を講じなければならぬ、かように思うのですが、そういう点について、大臣はどういうお考えでしよるか。

○國務大臣(水田三喜男君) 結局あの電力再編成がよかつたかどうか、今後どうするのだという問題に関連すると思います。が、私どもは電力再編成というような、今の形の九分割というのは、当時これは反対でございましたが、占領下においてほとんど一般が賛成しなかつたままに、ああいう形で分割は行われたということから、現在のような地域差とかいろいろのものが出てくるのは、これは当然でございまして、これが将来もつともつとそういう較差が出てくるということも予想されるとすれば、将来の問題としては、この編成の問題を検討しなければならぬ時期は来るだろうと、そうは予想しておりますが、ただ、この前お話ししましたように、問題はまだ始まって五年であります。ここでこの編成の問題をどうこうするということは、事実上私どもの手でも不可能と思われますので、当面はこの地域差をできるだけ合理的にする、そして電力の需給問題については、融通とかいうような問題を自主的に、できるだけ合理的にやらせるとい

り指導を行つと、そうして各地区ごと
にこの電源の開発を促進するという仕
事へ努力を傾注して、その過程におい
て、この不合理の是正をやりながら、
もう少し間をおいて、この根本的な問
題へ進もうというような大体の考え方
をもつて対処しておるというわけでござ
いますので、将来のそういう方向へ
の考慮もやはりしながら、今後の電気
料金というものの合理化というものも
私どもは考えたいと思つております。

大臣が反対されたことは私も聞いております。すし、あの当時占領軍の命令によつて、ああいう分割をやつた。そうして五年たつた今日まだそれが尾を引いて、尾を引いておるどころか、今時分にこういふことを論議しなければならぬほど、地方々々で別個な姿になつてきた。まだ五年しかたつておらないからと、こつこつしゃるなら、時日がたてばたつほどこれはやれないよになる。各電力会社には、聞くところによりますと、二十数人からの重役さんがでんとかまえておられる。その人たちが裏になり表になつて、自分たちのところを守つていくならば、長くなければなるほどできないと私は思うのです。そこで、こういう問題が起つてくるその原因は、九つに分れておるからあるのであつて、特に私はこの前佐久間ダムに行つたときに、佐久間ダムでは三十五万キロワットの電力を御承知のように出しておる。しかも、そのうちの一台は休んでおつたのに、当分一、二県では電氣の規制をしなければならぬといふ、こういうことを言つておられる。そうして、所長さんから聞いた場合も、もうああいうときにスイッ

チを一つ切れば電気はすぐに送られるのだと、しかし今のままでは、ちゃんと送電線がきまつておるから、だからほかの方に送れないわけなんです。だから、そういうことのないように、こういう料金の最末端の問題ではなくて、もう少し根本的な問題を考えていかねば、いつまでたつてもこういうシーズン・ゲームをやっていくのではないかと私は思うのです。大臣もそれは肯定されると思うのだけれども、現在の状況としてはそれはなかなかできないと、こういうことだと思ひます。それなればこそ、大臣の考えだけでも、こうでなければできないのだと、こういう考えだけでも大きく打ち出していただくならば、私はそういうふうに近づく一歩になるのではないかと、かように思ひますが、そういう点はいかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私も実を申すと、これに取り組んだばかりでございまして、そういういろいろなものを含めた根本的な検討をこれからやらしていただきたいと思つております。

○大竹平八郎君 今の問題に関連してお尋ねをいたしたいのでありますが、新年度において開発銀行の資金が電発関係において大体四百五十億と、それから九電力において二百五十億と、こういうことは、先般予算の説明のときにもわれわれは何つたわけでありすが、九電力会社の方から言いますと、いうと、二百五十億ではとても足りないのだということを、われわれはしばしば耳にいたすのでありますが、この問題について大臣は、今後相当財政的にも、自然増収の問題等もあります

し、何かお考えを持っておられるか、伺いたいのではありません。

○國務大臣(水田三喜男君) まあ九電力としますと、今年工事費が大體二千二百億円予定されておりますので、せめて二割程度というのが希望のようでございますが、なかなか財政資金もそう余裕はございませんので、最後にきまつたのは二百五十億でございますが、通産省としましては、この二百五十億では足りない、最低三百五十億円くらいを見なければ困るというところで、最後まで予算折衝ではねばつておりましたが、結局とりあえず最初のワケとして二百五十億円と、こゝろ了解でその数字を決定してある事情でございます。従つて、今後開発銀行の資金は相当膨大ですから、この回収のやり方いかんによつては、ここに四、五十億の余裕を見ることもできると、それから政府の方の預金部の資金にしまして、これがもし増勢に向くのなら、今見ておるものよりも相当余裕が今年中に出ることも考えられると、そういうような政府資金の余裕と、開発の回収の工合を見て、あつたこの電力資金のワケをふやすと、今年度中にも必要に応じてふやすことを考へると一応了解で、私どもは二百五十億円を承知しておりますので、今後これに対しては、実情に応じてもう少し弾力性のある運用をしたいと思つております。

○大竹平八郎君 他の問題は局長にお尋ねいたしますが、いま一点大臣にお尋ねしたいのでありますが、ただいま阿具根委員の質問に対して、その片鱗を大臣はお述べになりました例の

九電力会社のさらに統合の問題でありまして、大臣が前々から九電力会社そのものの配置ということについて、当初から反対であつたという点、まことに私も同感であります。実際この電力会社の内容をわれわれが見ると、実に会社によつて、たとえば関西電力と東北、それから北陸というふうなもの

の比較をいたしてみると、非常に差があるわけなんです。これはまあむしろ、発送電の昔の關係とか、いろいろな流れが錯雑しておるといふ点もあつて、それから地域的問題が大きくなつてゐることも、むしろこれは當然なのでありますが、もしこれを統合をさらにするということになりまるといふと、私のしろと考へていたしましては、九電力会社が、大體地域的にいろいろな問題から勘案をいたしまして、六電力会社くらいに統合できるのでないかと、こゝろ考へるのでありますが、御意見いかがでございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) まだ、そういう具体的な問題についての意見はございせんが、御承知のような長期エネルギーの見通しというふうなものも、合理化審議会から出されておりますが、あの答申を見ましても、今後二十年先の電力需要はどうなるかと申しますと、四、五千キロワットの発電力が必要ならぬ、水力、火力の割合は約半々だと、同じになると、そういうふうな形のもので提起されておるところから見ますと、現在のようにな形の電力業態のあり方が、これを統けられるかどうかというところは、将来のそういう水力、火力の割合というふうな予想から見ましても、この編成問

題というものは、将来必ず起る問題だと思ひますので、私どもはそういう点についてもこれから検討をするというだけでございまして、その結果が今おつしやられるように具体的にどういふうになるだろうというふうな予想は、まだ今のところは立ちかねる段階でございます。

○大竹平八郎君 大臣に対する電力關係の一般の問題は、いづれ機会を見てお尋ねすることといたしまして、大臣に対する質問は以上であります。次に局長にお尋ねをするのでありますが、この九電力会社の中で、今の資金關係の面からいまして、国内資金ではとても開発が間に合はないというふうな点で、相当外国から、ことにこれはアメリカであります。世界銀行かどこか知りませんが、相当借換をしておるようでありまして、実情はどうなつておりますか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(岩武照彦君) 海外からの借換は、これは御承知のように、火力発電の機械の輸入等に伴います借換があるだけでございまして、一般の国内の工事資金、あるいは水力発電の關係の金といふものは、今借りておりません。金額は今ちょっと記憶してありませんが、火力借換の關係は四社現在あります。

○大竹平八郎君 その四社についてごまかい資料はそこにあるせんか。

○政府委員(岩武照彦君) あらかじめお話がなかつたものですから、実は用意してありません。

○大竹平八郎君 それでは、その四社の一般の状況並びに利息がどのくらい

であるかという点について、資料を要求いたしております。

○委員長(松澤兼人君) 電気料金の改訂の問題につきましては、とりあえずこの程度にいたしまして、電気料金の根本的な問題や、あるいは九電力等の問題についても、今後さらに慎重審議することにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この法律案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○阿部竹松君 大臣がお忙しいようです。この法案の内容は簡単なものであります。競輪とか、オート・レースとか、オート・レース、こういうものに対して、通商産業省としての主務大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。御承知の通り、この法案が今日出ましたのは、大體十九国会に出まして、それが、一カ年間の期間が、二十二国会で二カ年になつて、いよいよあつてこの法案が切れてしまふという状態です。そこで、これは通産行政の一環であらうと思ひますけれども、この法案の内容は、機械産業の振興とか、中小企業を援助するとか、あるいはまた、それぞれ地方自治体あるいは国の予算の一部に使うとか、こういう幾多の理由が羅列してありますけれども、こゝろいふやうなもので上げた二割五分を再分割した金で、地方自治体の財政の一環をまか

なりとか、あるいはこれでどうするといふ、こゝろいふ政治がいいものかどうか。こゝろいふ点について、まず率直に御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) いいか悪いかは、なかなかむずかしい問題ですが、これができるときには、こゝろいふ射幸的な娯樂については、とにかく、競馬の場合を見て、

〔委員長退席、理事阿具根登君着席〕

馬匹の改良とかいふような理由がついて、これがきまつておるといふ前例にないところで、当時の手野党が、こゝろいふところに金を使うといふのなら、この射幸的な娯樂も許可しようといふうに、關係者がみな相談して、その目的をつけて、国会がこれをみなきめたといふいきさつになつておりますので、いいか悪いかはよくなくて、私は現実に、そういう形で国会がこれを許しているといふので、この立場に立つて、この合理化、健全化をはかつていくよりはかはには、当分仕方ないで、これを廃止しろといふ意見がございまして、官民諸方面の意見を聞く審議会を開いて、十何回も審議したのですが、急速にこれは廃止することとは不適当だ、欠陥もあるだけ除去する方向においてこれを継続しろといふような議論がついておりますので、その方向に沿つて、競輪法の改正も、今国会に出しておるといふやうな次第でございます。

○阿部竹松君 通産大臣が、いいか悪いかわかりません。前の国会で、手野党が一緒になつて、議員立法として出してきたので、今日に至つたんだからこゝろいふやうなお話ですが、私は通商産業

大臣として、最高の政治を志向する人として、将来の日本国民をどうしなけければならぬという、やはり指導理念をお持ちかという気持ちで質問したわけですね。しかし、一切万事が国会の中で決定して、それが今日のんべんだらりとあるのだから、これはやむを得ないのだということであれば、私は何をか言わんやで、通産大臣にこれは質問してはどうにもならぬ。ただ、こういう競輪場とか、オートレース場とか、そういうところを通産大臣はごらんになったかどうか私はわかりませんが、しかし、あそこへ行って見れば、ほとんど一家の中心になる人が、非常に競輪場なりオートレース場に行っておる。行っておるのもけつこうであるし、その人たちが五十円か百円の少い金額で、そして一日楽しんでくるという、ことであれば、また、これはけつこうなことでありませうけれども、あそこへ行けば、率直に表現すれば、ほとんど目の色が変つておるといふような状態で、もう娯楽の域を脱しておるわけですね。この前に私どもの委員会でも、大井のオートレース場、あるいは後樂園の競輪場を見学したわけですね。私はたまたま留守だったんで、皆さんが行かれてから、その次の日に一人で行ったわけですね。ところが、あのオートレース場で、たまたま選手が、オートバイが引っくり返つてしまつて、犠牲者になつて、亡くなつてしまつた。これは一つの例でありませうけれども、半面、翻つて、各家庭にどれだけの害毒を流しておるかというのを通産大臣はお知りになっておるかというところを、競輪場から流れる金額によつて、それ

は、学校の一つも建てたり、橋の一つもできないというところも、私は否定しませうし、そういう例も日本全国にあると思ひます。しかし、神武以来の景気であるというところで、金や大蔵で現在の政府、あるいは自民党の委員が宣傳しておるときに、こういうような財政をふつた切つて——ほんとうの健全財政といふものは、こういう金でもつてまかなうのは、健全財政とは私は思ひません。従つてそういうところで財政の立て直しを今年から来年にかけてやらなければならぬというお気持ちがあらうかどうか、一つお伺ひしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、申しわけないのですが、まだ競馬も競輪もオートレースも、そういう種類のものは一切見たことにはございせんが、この法律ができるまでには、いろいろの反対があり、できた後もいろいろの社会的な弊害が起つたといふことは、十分聞いておりますが、最近においては、社会情勢の落ちつきによつて、そういう当初のような弊害が非常に少なくなつてしまつた。そして、この前にこれを普通の週の日に行つたといふことになると、ここにまた大きな弊害がございまして、この前の措置によつてなつた休日、祭日にやるようにして、一般の週日にはこれをさけるというふうな措置がとられたこととか、それからいろいろ取り締りの面におきまして、始終紛争が起つたといふようなことがございまして、結局、競技に不正があるのじゃないかといふような疑念が、一番これらの騒擾事件の大きいところになるのだといふこととか、そういう点を改善されてきてみまふといふと、そういう種類の問題も

今、起らなくなつた。非常に大衆的な娯楽であるだけ、大衆的な、またそういう訓練といふ面から、経験といふものを積んでくるに従つて弊害が非常に少なくなつてゐるのだ。だからこれをさらに健全化する措置をとれば、これは存続していいのじゃないかといふのが、今一般の大衆の意見のようだと私は考へております。と同時に、そこからは上る金をもつてというお話がございまして、これはそういうところから上る金を国の収入にして、国の施策の中へ繰り込むかどうかというの、先般問題になりまして、そのためにこれは國費には入れないのだという措置を、この前からとられており、これをふたたび國費に入れるべきだといふ意見と、こういう射幸的なものから得る収入といふものは、別途にこれを特殊法人によつて処理せよといふような行き方が、やはりいいのだといふような意見とございまして、それらの大勢を聞いて、今度の改正案を出したといふふうないきさつにもなつておりますので、概してこの競輪、オートレースそのほかのこういう今政府から許されている射幸的な娯楽といふものは、その弊害がだんだんなくなる方向に今行きつつあるのではないかと私は考へております。

○阿部竹松君 騒擾事件が起きたといふのは、まあ例をあげれば川崎で二年か二年半前に起きたのですが、そういうことは二年来ないと思ひます。ただ、あなたのところの重工業局で出しておる書類をごらんにならないから、そういう御答弁をなさるのだと思ひます。この書類によると、確かに大臣の今おっしゃつたように日曜とか土曜

にやつて日数を減らすのだといふような御趣旨で、振興会からの忠告もあつたりして、日数は減つております。よく記憶しておりませうけれども、二百七十三日ですか二百七十六日ですかわかりませうけれども、それくらいの日数は減つておる。しかし、減つておるかわりに松本とかそのほか二カ所か三カ所の競輪場が減つておるから、相対的に日数が減つておるのであつて、今通産大臣の御答弁のようには日数は減つておらないわけですね。従ひまして、そういう点は詳細な問題ですからまあいいといひまして、法律を改正して、改正して今度は補助法から出発して基本法に大体追いついてきたのですが、改正したから完全に健全になるという御自信が

○國務大臣(水田三喜男君) 今度の改正案ではいろいろな点で健全化の方向へもう一歩進めるのではないかと考へております。

○阿部竹松君 それでは最後に第二十二回の国会において、これは十九国会もそうですが、二十二年国会においても、社会党といふことも、自民党といふことも、この法案に心から賛成しておらぬ。やはり将来を非常に心配をなされて、各議員がきめておるわけですね。そこで、最後の討論には前の商工委員であつた栗山良夫さんという人が発言して、今度総理大臣をやめられた石橋湛山さんが商工大臣だつたので、石橋さんがお約束しておるわけですね、とにかか討論は相当長いのですが、簡単に要約してその当時の記録を、十九国会も同じですけれども、見ますと、こういうことを代表意見の中に栗山君が発言

してあります。いいですか……「地方財政の赤字克服の問題とは一応切り離してでも、この社会悪を改善しますための一つの重要な問題点であるといひます。ならば、これは違つた観点からやはり問題を進めて行つてその解決をはかるべきである」といふ考えを私は持つておるのであります。と同時に、さらにこの法律案が二年の期限を付せられておられますが、私も、二年の期限が参りましたときにはぜひとも廃止をいたしたいという強い意思を持つておるのであります。しかし従来の経緯にかんがみまして、漫然と二年を経過いたしますときには、……とでも廃止に至らないといふことになりまふから、期限が至らないうちに自動的に期限延長ということが行われないうちにこの委員会で見解として申し上げますと、こういうことで二年以内に、二年以後になつて法案を出してもだめであるから、二年以内に廃止するような方向でやつてくれといふこと、全会一致の意見として出ておるわけですね。そこで國務大臣石橋湛山君と稱して、「なお、その付帯決議として、ただいま御説明を承りました三カ条については、十分政府として了承いたしました。御期待に沿うように努力いたしますから、どうぞ今後ともその点について一つ御協力をお願いいたします。」「こう言つてゐるのです。これは一体どういふことであつたのですか。ただ単に、振興会から意見が具呈されて、まあ一週間に一べんぐらい認めようといふ一片の辞令ぐらいなんですよ。」「

○國務大臣(水田三喜男君) そういうお話しの最後に、おそろくそのときの

国会だと存じますが、参議院の商工委員会からはつきりした決議がなされませんでした。その決議は承知しておりますが、それによりましてという、文句をたてにとるわけではございませんが、将来改廃について検討しろ、もし連続する場合に、こういう点を政府は考慮しろというような御決議でございまして、それに基づきまして審議会の議にかけて何回も検討した結果、去年の五月ごろ中間の答申が政府に出しておりますので、この答申に基づいて政府側で立案に着手して今成案を得ておる、こういう経過になっております。

○阿部竹松君 今通産大臣は改廃とおっしゃいます、改廃だけではないでしよう。「速かに禁止」という文字が入っている。あなたは御自分の都合のいい方だけを答弁している。通産大臣は半分しかお読みになっていないという事はない。御自分の都合のいい方だけを読んで、都合の悪い方は削除しているのではありません。そこにいる次官でも局長でもどうですか、「速かに禁止」という文字が入っているのです。で、ためです。

○政府委員(鈴木義雄君) お答え申し上げますが、参議院の商工委員会における決議は文句通り読みます。競輪、競馬、オート・レース、モーターボート・レース等一切の射的の行為に現下の社会情勢にかんがみ速かに禁止もしくは制限せらるべきであり、特に競輪については政府は現行制度に検討を加えその改廃に際し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。それで先ほど大臣が申し上げました通り、昨年の五月に審議会の中間答申を得まして、それも国会の商工委

員会に、中間答申としてそれまでにとりました措置を報告してあるわけでありまして、それに基づきまして今度の案ができて、これを改正法案として提出した、かような経過になっております。

○理事(阿具根登君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(阿具根登君) 速記を起して。
○阿部竹松君 今重工業局長がおっしゃったのですけれども、次期国会までとあるでしよう。それは法案を出せばいいことではないでしよう。措置を講じろということでは、措置を講じろという事は、法案を作ってお出しなさいということにはならないでしよう。つまり措置を講じろということとは、たとえば川崎でも、神奈川でも、千葉でも、あるいは大阪でも、競輪場があつて、おそろくその都道府県あるいは市町村で何億円、何千万円か知らないが、そういうことでやはり市の財政なり都道府県の財政に繰り入れられてゐるから、その二三年間の間になるべく早くやめるようにして、政府は地方財政法でしか、あれによつてこういう財政措置を講じなさいと要望なり示達ができると思つておりますけれども、それによつて、そういう措置を講じろということ、今度の国会にこれを出して、期間を六カ月延長して、そうしてその六カ月延長した中でゆつくりやいなさいということには、これはなりません。

○政府委員(鈴木義雄君) その当時の商工委員会に私も出席いたしてございまして、そのときの状況を申し上げますと、その意味は、そこで改廃についての法律案を大体二年後までに出さな

ければいけないということでございますが、その二年を待つては、その案のできるのが非常におそいから、中間的にも早く措置しろということ、この意味はそのときの状況から私も判断いたしますと、一年後に何らかやつた措置を国会に報告しろ、こういうような意味でございまして、その趣旨によりまして、実はさき大臣が御答弁されましたように審議会で十数回開いて、中間答申の結論を昨年の五月に報告した、かようなことに相なつております。

○阿部竹松君 そうすると、通産大臣、鈴木局長のお話ですと、鈴木局長は当時二十二国会においでになりました、十九国会もあなたが担当されたのです。そうじゃないのですか。それで二十二国会で衆議院に法案を出したときには、当分の間ということであつたので、当分の間というわけだ。そのまゝいも、うまくない。二年で明確にやらないといふことで、当分の間というのが二年といふことに變つたのです。あなたはあつた人で、私はその当時の文獻をひもといてみるだけです。その文獻をひもといてみるだけ、この会議の状況というものが百パーセントわかると思ひません。しかし、そういうふうな状態になつてゐるので、水田大臣も当時大臣ではなく、あなたは政調会長として企圖立案の立役者であつたのですから、そのあたりの見解を明確にお知らせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 当時のことをちよつと記憶をなくしましたが、あ

ときはこの納付金の受け入れの問題で、受け入れ方について従来国庫収入になつておつたものを、それを国庫の収入に入れたい別のところにそれを保留しておいて、そこから産業の振興費に出すというやり方がいいか悪いか、この問題が非常に当時論議されましたので、それを中心に当分といふことがきまつたのじゃないかと記憶しております。競輪そのものの存続について、当分といふような議論は当時なかつたと記憶しております。

○阿部竹松君 そうしますと話しが振り出しに戻りますが、さきせん将来どうするかといふことについて大臣から明快な御答弁がなかつたわけですが、水田大臣が就任せられる前の閣議か、就任せられてからの閣議か、私よくそこまで調べませんでしたが、閣議において将来やらないといふことを御決定になつておるそうですが、これはほんとうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) その決定は、私存じません。

○阿部竹松君 やらないといふことは、今都道府県が十四とか、各市町村で二百幾らとか、数字は正確ではありませんけれども、これ以上ふやさないといふことを閣議で決定しているといふことを私お聞きしたのですが、これはないので、

○國務大臣(水田三喜男君) 競輪場の新設の許可は、これ以上しないといふことを相相談したといふことは聞いております。

○阿部竹松君 そうすると、やはりこういう競輪場があるといふことは、害になるといふことが前提条件であると思ふのですが、まあその閣議ではどう

いう理由で決定したか知りませんが、私も、私にはそういうふうに推察されるわけですが、そうしますと、一刻も早く私もきり限りでぶつた切つてしまふといふふうには考えております。おそろく三十二年度の予算に、まあ東京から始まつてそれぞれの市町村で今年も入るといふ取らぬタヌキの皮算用でも、予算を組んでおるところもあると思ひますけれども、今年さつそくといふふうには考えております。けれども、しかし、政府としては大体どの程度になつたらやめられるかといふお考えか、そういうお考えはないわけですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはさつき申しましたように、弊害の問題でして、政府が努力しても、やはりなかなかその社会的弊害が是正できないといふ事態が来たら、これは考えなければならぬと思ひますが、ただいまの方向では、当初これが許可されて設立された当時から見、だんだんに落ちついて健全化の方向に向つてゐると思つておりますので、そういう状態であるならば、そう一挙に廃止する必要もないのじゃないかといふふうに考えております。

○阿部竹松君 最後に、大臣お忙しいようですが、長くお引きとめするわけにはゆかぬので、一言お聞きしたいのですが、健全化々々とおっしゃるのですが、その健全化の内容が、今車券の売上げの七五%までは払い戻しをやつて、二五%をそれぞれ分割して使用しておるようですけれども、その分割方法をどうするか、あるいはまた頭打ちをどうするかといふような内容になつてゐるやに、提案説明で承

わつたのですが、ノンプロ野球とかプロ野球のようにするといふお考えは毛頭ないのですか、それだけ伺つておきたいと思ひます。

【理事阿具根登君退席、委員長着席】

○國務大臣(水田三喜男君) 今のところは、そういう考えは持つておりません。しかし、ここで問題なのは、もし社会的弊害がそうないものであるとしたら、一つ廃止するとか何とかじゃなく、射幸性娯楽はたくさんございまして、こういうものの均衡で、全部がその弊害のないといふところへ落ちついたときには、これをかりに政府が許可して存続するといふ場合には、今のようない構想でいいか悪いかわからぬ。地方自治体などが使つていふようなことは、これは考えものだ。地方自治体の経費は経費で、自分で負担するか、あるいは国の交付金で負担するか、はつきりあつたものの経費は経費でやるべきであつて、こういう金を使つてやるべきであるかどうかわからぬ。こういうものは社会保障費の目的税的なものにして、国民がこういう娯楽をやるのならやつてもいい、そのかわりそこから上る収入をいふより、なものは、これは弱い人とかあるいは貧しい者とか、そういう連中のいろいろな施設にこれが使われるのだといふより、なことになるのが、合理的ではないか。そうすれば将来の問題としては、これがこゝろ収入が、社会保障費の目的税的なものになつて、そうして最少限度の許可を国がするといふより、な、そういうものと大きい構想でこれを考え直すべきじゃないかといふより、な意見も、現在政界の中から出されておる

ような状態でございますので、私はもう少し推移を見て、この問題の最後の決着をつけなければならぬ時期が、やがて来るだらうと思つておられます。

○阿部竹松君 つか来るだらうといふところに、問題があると思ひますけれども、それも一カ所二カ所やめるといふことでなしに、全部やめてほしい。それからこれはもちろん競輪だけじゃなくて、オート・レース、モーターボートあるいは競馬、すべてそういう方向に持つていつていただきたいといふことを念願しておるわけです。人間は御承知の通り、非常に弱いものであるから、やがてすれば、本能を理性で押さへていけるうちは、けつこうですけれども、どうしても弱い人間がそういうところへ行つてしまふ。そういう競輪場とか、あるいはオート・レース場が、一カ所でもないことによつて、そういう気の毒な家庭を破壊するような状態が一件でも少なくなるというふうに考へて、いろいろ御質問したわけでありまして、しかし、大臣の御見解も承知いたしましたし、あとは、今度は見解の相違といふことになりましようから、今度は討論といふところで、一つお話し合ひ上げたいと思ひます。

技術上の問題で局長に二つ三つお聞きしたいのですが、競輪振興会というのがありますね、あなたも委員でして、役所の審議機関でございませうか。役所の審議機関ですと、競輪運営審議会といふのがございまして、それは私も入つております。それからもう一つは、機械工業振興協議会この二つございます。

○阿部竹松君 それはあなたは入つておりませぬね。

○政府委員(鈴木義雄君) 阿方入つていと思ひますが。

○阿部竹松君 そうですか、それはどなたが任命されるのですか、通産大臣ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 通産大臣でございます。

○阿部竹松君 十数回開いたといふお話しですが、あなたの方で、お出しになつた書類を見ますと、そうお聞きになつておられようですけれども、委員会なるものにあなただけ出られて、もちろん決裁は大臣、次官、こゝろ方々がやられるかもしれないけれども、おそろく企画、立案、最後の締めくくりまでは私申し上げませぬけれども、そういうこともあなたがおやりになるといふふうに考へるのですが、そうなるとう工合悪くなりませぬですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 競輪運営審議会の方は、通産次官が会長でございまして、民間の学識経験の方とそれから関係官庁が入つております。それから十数回やりましたことは、大体まあ二年前から毎月一回ずつぐらい相当開いてきておまして、私正確な回数は今持つておりませんが、大体大臣が先ほど申し上げました通り、相当回数を開いて論議しております。

○阿部竹松君 そこで、このあれですか、振興費に幾ら使つた、あるいは自転車産業振興費といふ金額の明細表が出ておられますね。明細で何百何十万円と出ておられますね。そういうところの詳細はどこでやるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまの臨特法によります資金の配分は、通産大臣の諮問機関で機械工業振興協議会といふのがございまして、これは自転車関係でなしに、むしろ機械工業全般に關係される方、そういう方が大体委員でございまして、そこに諮りまして大体計画を作ります。それで諮問をいたしましてその承認を得た後において、通産大臣がたとえば自転車産業にこれだけを、輸出振興に、こゝろ目的、それから技術の向上に、こゝろ目的でどこに交付と、それから一般の機械に対してはこゝろ目的で、たとえば海外のカメラのサービスセンターにどうこゝろというより大体の計画をきめまして、それを全部通産大臣が指示いたします。その指示に基きまして今の臨特法によりますと、大體資金は施行者から名前は自転車振興会連合会でございますが、実際は全部法律によりまして事務は商工中金に委託されておまして、商工中金が入りまして、商工中金が通産大臣の指示によつて交付先これを交付いたします。かようなことになつております。

○阿部竹松君 二十二国会であなただけ答弁されて大体二十四、五年ごろでまた競輪場が大体建設費を、どれくらいとにかく回収したかという質問に對して、あなたは大体半分ぐらい回収できてるといふふうに御答弁なさつた文獻を私読ませていただいたのですが、現在はたとえば日本中全部、これはできた年月日によつてもちろん違ふと思ひますけれども、大体どのくらい建設費の回収ができ上つたか御存じないですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 正確に申し上げかねるかと存じますが、大体そのときの、答弁申し上げましたとき相当回収されているといふことを當時申し上げたと思ひます。ただ、考え方はですね、固定資産でございますから、償却の關係がございまして、競輪法が施行されたのが昭和二十三年でございまして、たとえば償却を十五年と見ますれば、ただいまではまだ償却が完了してゐるまでは至つていない、かように考へます。

○阿部竹松君 そうすると大体この前の答弁と、また日数がたつてゐるから違つてゐるかもしれませんが、この前あなたが答弁されたのは、若干違ふような感じがしますけれども、そこで、問題は違ひますけれども、競馬、競輪、オート・レース、こゝろいろいろなものがあるわけですが、競馬の場合にはもちろん騎手の優劣によつてやはり優劣の差がつくと思ひますけれども、騎手の優劣の差より、やはり馬がいろいろかわつてゐること、やはり馬が六割五分から七割近くも占めると思ふのです。ところが、競輪の場合には自転車のいい悪いよりも、人間が優秀であるか優秀でないかといふことによつて非常に差がつくと思ひます。これは私はしつこくであるからよくわかりませぬが、そう思ふわけです。自転車の優劣によつて競輪の優劣がきまるといふことになる、自転車工業に大金をつぎ込んで、りっぱな自転車を作るというところになるが、競輪の場合は走るに早い人間を作つて、そしてそれに金をかけるということになりますので、競馬の場合と競輪の場合と射幸心をあおつて、弱い人間性につけ込

むという根本問題は変らないけれども、振興という点になると、若干突つてくるような気がするのですが、これは局長いかがですか。

○政府委員(鈴木義雄君) いろいろ考へ方はあると思いますが、この自転車法の趣旨に、この目的は当初は地方財政と自転車の振興、その後臨時法において機械工業の振興というのが加わつておりますが、考へ方はやはりこの法律によつて先ほど大臣も説明されましたが、競輪を行なつて、その収入の一部を自転車の振興費として使つて、この費用が従来御承知と思ひますが、ございまして。それによつて自転車関係の自転車工業、自転車産業、自転車の輸出、そういうふうなものの振興に向けられていくという点において、さういふ意味において自転車の振興に寄与してゐる、かようなこととす。

○阿部竹松君 私が伺ひしてありますのは、金の使ひ道でなしに、競馬と競輪との差で、片方は馬によつて違ふ場合が多い、片方は競輪の方は人間によつて違ふ場合が多い、こういうことなんですか、それすると、同じ振興といつても、競馬の場合は馬匹振興といつて大アドバランを掲げてやつております。片方は自転車工業の振興だといつてやつておりますけれども、自転車の影響によつて一層、二層がきまるのでしたら、完全なる振興にならぬでしよう、振興になつても、競馬よりも率が高まるでしようといふことなんですか。たとへば東京中どこを歩いても、全部駅に、立川競輪、千葉競輪、取手競輪といふやう

にどんなところへ行つてもないところはないのです。自動車でもつて、バスでもつて競輪場まで無料で運んでサードスする、それまでしてサードスして

もらうのはありがたいけれども、さういふところはあな方振興会で押えて、ほんとうに三百円でも四百円でもささやかな金でもつて、家庭に影響しないような金でもつて一カ月に一ぺんなり二カ月に一ぺんなり楽しむのはいいけれども、このあなたの統計を見ると、一人三千四百何がし使つてゐるわけではな

い、二割ぐらいは天引で二人か三人、多くて五人か六人に戻つていくわけですから、こういうことをやつて地方の学校を建てますとか、道路をよくしますなどということは、政治の邪道として、つまりこういう神武以来の景気では、ここに財政専門家の高橋さんおられるが、二千億という今年は金が入るそうですが、川崎へ三億やりますとか、松戸に二億やりますというやうなことで切りかえるというお氣持が政府にあるかないかということ、僕は伺ひしてゐるのですよ。

出振興という点について、また自転車の競技したその金が自転車の振興という点に必要がないというやうな御意見でもございしますが、半面にはさういふようにも考えられるが、自転車振興はこれでもいいという意味でなくて、各国

きでございまして、この点についてはいま一般の自転車の輸出振興、たとへば機体の優秀性というものをもう一段と努力すべきときであるというやうにも考えられております。また、競輪を存続させるか廃止するかというやうな点は、先ほど大臣がお述べになつたやうな考へ方でもございまして、私はそれに対しては大臣と同じ考へ方でもござい

ます。

○阿部竹松君 大臣と同じだということになれば、長谷川政務次官に伺ひしても何もならないので、ただあと法案が出ておりました、あらためて審議する機会もあらうかと思ひます。それから、もう質問はこの程度でやめますけれども、最後に選手の保険とか将来の問題とか、非常に私わかりませんが、これも、選手になればさう長い寿命もないのでなからうかというやうに考えるわけですか。あのオート・レースのやうな機械で走る場合はどうかかわりませんけれども、競輪の選手は、とてもわ

千三百名ばかりでございまして。それから平均年齢は男子にしまして二十六才、女子にしまして二十三才、男の方で最高の方は五十一才という方もござい

ます。

それから選手の待遇でございまして、昭和三十年度の賞金総額、これは賞金には二つございまして、一般賞金と参加賞金がございまして、それを合せて三十億圓ほど、昭和三十一年は一月から十二月まで出ております。そこで選手一人あたりの月平均賞金取得額は大体五万五千圓、一カ月です。

それから災害補償につきましては、競輪参加中の事故で死亡した場合は、六十萬圓を支給する等、競輪参加中の身体傷害については、具体的に補償制度をとつております。

それから選手の退職金制度につきましては、選手は自営者でございまして、競輪に出動するたびに当該競輪施行者と出場契約をしております。従つて雇用関係はないわけでもござい

財政、各府県の財政内容までわかりませんけれども、しかし、われわれが常識的に判断して、比較的金があるといふやうな県には競輪場が案外多い。貧乏県に……、県が怒るかもしれないけれども、貧乏県と思はれるやうなところに案外競輪場がない。こういうのは理由、どういふわけですかね。

○政府委員(鈴木義雄君) 松本等のやめました理由は、大体赤字がおもな原因だつたと聞いております。それから土日開催によつて節約されたと思ひますが、さういふやうな日数は二百日をこえております。

それから最後の質問の点は、これも正確に内容一々検討してみないと申し上げられませんが、非常に貧乏と申し

ますか、財政的に貧乏なところと、さっきの松本の例を見まして、競輪をやりましたも成り立たないといふので、一つの原因ではないかと考へております。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

委員会でも御報告申し上げましたが、土曜開催、土曜日曜を中心とする開催で自前をさせていく、それによつてただいまも阿部先生にお答え申し上げましたように、相当の日数が増え、新規の競輪場の許可を全部いたさないといふことで、これは従来相当の件数、十七、八件の申請が出ておりましたのを、そういう方針により全部却下いたしました、今後は一切許可しないと、さういふ方針をとつておきます。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないことを認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○阿具根登君 私には日本社会党を代表いたしまして、これに賛成の意見を申し上げるのでございますが、賛成の意思が、出された意思と違ふのでありますから、この際はつきりと申し上げておきたいと思ひます。

わが日本社会党は、賭博行為のこのう競技方法は一切を否定いたして、当初は、戦災から立ち上る日本の復興が唯一の考案方であつたのでござい

ますが、戦後十三年、復興も相当できて参りましたし、こういう賭博行為によつて地方自治の復興といふことは考えられない時代にもなつて参りましたので、われわれといたしましては、三十四年の四月一日を目途として廃止の法律案を考へておりますので、この六カ月延長に賛成するものでござい

ます。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したと認めて御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致を

【異議なし】と呼ぶ者あり

もつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないことを認め、さう決定いたします。

それから本案を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

大竹平八郎 青柳 秀夫
近藤 信一 阿部 竹松
小橋 治和 豊田 雅幸
高橋 衛 小西 英雄
西川弥平治 阿具根 登
島 清 白井 勇

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて

【速記中止】

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 使用及び販売の業の許可(第三条―第十二条)

第三章 使用者、販売業者等の義務(第十三条―第三十三条)

第四章 放射線取扱主任者(第三十四条―第三十八条)

第五章 放射線審査会(第三十九条―第四十一条)

第六章 雑則(第四十二条―第五十条)

第七章 罰則(第五十一条―第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装置及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの

含有物で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装置」とは、放射線照射装置等放射性同位元素を装着して

いる機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用及び販売の業の許可

(使用の許可)

第三条 放射性同位元素、放射性同位元素装置又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装置若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 放射性同位元素、放射性同位元素装置又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設(以下単に「使用施設」という)の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（販売の業の許可）

第四条 放射性同位元素を業として販売しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類

三 販売所の所在地

四 放射性同位元素の詰替をする施設（以下単に「詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

（欠格条項）

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く

命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 白痴者又は精神病患者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

（使用の許可の基準）

第六条 科学技術庁長官は、第三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害の発生するおそれがないこと。

（販売の業の許可の基準）

第七条 科学技術庁長官は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素による放射線障害の発生するおそれがないこと。

（許可の条件）

第八条 第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（許可証）

第九条 科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 使用の目的

四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

五 使用の場所

六 貯蔵施設の貯蔵能力

七 許可の条件

3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、

次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 放射性同位元素の種類

四 販売所の所在地

五 貯蔵施設の貯蔵能力

六 許可の条件

4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（使用施設等の変更）

第十条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2 使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた使用者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（詰替施設等の変更）

第十一条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「販売業者」という。）は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えて

その旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2 販売業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた販売業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

（許可証の再交付）

第十二条 使用者及び販売業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

第三章 使用者、販売業者等の義務

（使用施設等の基準適合義務）

第十三条 使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 販売業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができ。

2 科学技術庁長官は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができ。

(使用の基準)

第十五条 使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用する場合においては、総理府で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(詰替の基準)

第十六条 使用者及び販売業者(第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条から第十九条までにおいて同じ。)は、放射性同位元素の詰替をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第十七条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素を保管する場合に

おいては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第十八条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、総理府令(鉄道、軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄の基準)

第十九条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(測定)

第二十条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線量率、粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

2 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

(放射線障害予防規定)

第二十一条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができ。

3 使用者及び販売業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、科学技術庁長官に届け出なければならない。

(教育訓練)

第二十二条 使用者及び販売業者は、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害予防規定の周知その他放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(放射線障害者の発見)

第二十三条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置を講じなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十四条 使用者及び販売業者

は、総理府令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設への立入の制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

(記載義務)

第二十五条 使用者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害に関し必要な事項

2 販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

(許可の取消等)

第二十六条 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生

装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることができ。

- 一 第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つた場合
- 二 第八条第一項の条件に違反した場合
- 三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合
- 四 第十四条の規定による命令に違反した場合
- 五 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の技術上の基準に違反した場合
- 六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合
- 七 第二十九条第一号、第二号若しくは第三号又は第三十条第一号の規定に違反した場合
- 八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合
- 九 第三十八条の規定による命令に違反した場合

(使用の廃止等の届出)

第二十七条 前条に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項又は第四条第一項の許可は、その効力を失う。
3 使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。
(許可の取消、使用の廃止等に伴う措置)
第二十八條 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならぬ者は、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないとき認めるときは、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
(譲渡及び譲受の制限)
第二十九條 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合
二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合
三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合
四 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合
五 第二十七條第一項の規定により届出をしなければならぬ者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七條第三項の規定により届出をしなければならぬ者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合
(所持の制限)
第三十條 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。
一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合
二 第二十六條の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合
三 第二十七條第一項の規定により届出をしなければならぬ者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合
四 第二十七條第三項の規定により届出をしなければならぬ者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日

に使用者又は販売業者が所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合
五 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合
六 前各号に掲げる者の従業員がその職務上放射性同位元素を所持する場合
(取扱の制限)
第三十一條 何人も、十八歳未満の者又は精神障害者(精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第三条に規定する精神障害者をいう。)に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。
2 何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素を装着機器又は放射線発生装置を使用させてはならない。
3 前二項の規定は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた看護婦その他総理府令で定める者については、適用しない。
(事故届)
第三十二條 使用者及び販売業者(第三十條第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならぬ。

(危険時の措置)
第三十三條 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素を装着機器又は放射線発生装置に關し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならぬ。
2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官に通報しなければならぬ。
3 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
第四章 放射線取扱主任者
(放射線取扱主任者)
第三十四條 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止について監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放射性同位元素、放射性同位元素を装着機器又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師を、放射性同位元素、放射性同位元素を装着機器又は

放射線発生装置を薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二条に規定する医薬品、用具又は化粧品、の製造所において使用するとき、は薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができ

2 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

（放射線取扱主任者免状）

第三十五条 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、放射線取扱主任者免状を交付する。

- 1 科学技術庁長官の行う放射線取扱主任者試験に合格した者
- 2 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、放射線に關し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

- 1 一次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者
- 2 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができ

4 第一項第一号の放射線取扱主任者試験の科目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付及び返納に關する手続は、総理府令で定める。

（放射線取扱主任者の義務等）

第三十六条 放射線取扱主任者は、職責にその職務を遂行しなければならない。

2 使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（放射線取扱主任者の代理者）

第三十七条 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射線同位元素、放射線同位元素装備機器若しくは放射性発生装置を使用し、又は放射性同位元素の詰替をしようとするときは、その職務を代行させるため、総理府令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

使用する。

3 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、総理府令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合、この法律及びこの法律に基く命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

（解任命令）

第三十八条 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、使用者又は販売業者に對し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

第五章 放射線審議会

（放射線審議会）

第三十九条 科学技術庁に、放射線審議会を置く。

2 放射線審議会は、科学技術庁長官の諮問に應じ、放射線障害の防止に關する重要事項について審議する。

（放射線審議会の委員）

第四十条 放射線審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 放射線審議会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に關し学識及び経験のある者のうちから、科学技術庁長官が任命する。

3 放射線審議会の委員は、非常勤とする。

とする。

4 放射線審議会の委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（政令への委任）

第四十一条 前二条に規定するもののほか、放射線審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（報告徴収）

第四十二条 科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に對し、報告を求めることができる。

（放射線検査官）

第四十三条 科学技術庁に、放射線検査官を置く。

2 科学技術庁長官は、この法律又はこの法律に基く命令の実施のため必要があると認めるときは、放射線検査官に、使用者又は販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

3 放射線検査官は、その身分を示す証明を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（聴聞）

第四十四条 科学技術庁長官は、第二十六条又は第三十五条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（訴訟）

第四十五条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

（協議）

第四十六条 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第十四條の規定により命令を発し、又は第二十六条の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項

に關し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者（第三條第一項の許可の申請者を含む。）若しくは販売業者（第四條第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第四十三條第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 内閣総理大臣は、第二十條から第二十四條までの総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（国家公安委員会に対する連絡）

第四十七條 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第二十六條の規定により許可を取り消し、又は第二十七條第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならない。

（労働基準法との関係等）

第四十八條 この法律の規定は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についての権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2 労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、科学技術庁長官に勧告することができる。

（手数料の納付）

第四十九條 第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可、第三十五條第一項第一号の放射線取扱主任者試験又は放射線取扱主任者免状の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（国に対する適用）

第五十條 この法律の規定は、第四十五條及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「許可」とあるのは、「承認」とする。

第七章 罰則

第五十一條 放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が刑法（明治四十年法律第四十五號）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないで放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用した者

二 第四條第一項の許可を受けないで放射性同位元素を業として販売した者

三 第二十六條の規定による使用又は販売の停止の命令に違反した者

第五十三條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第四項の規定に違反した者

二 第十條第二項の規定による許可を受けないで第三條第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一條第二項の規定による許可を受けないで、第四條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十四條第一項又は第三十七條第一項及び第二項の規定に違反した者

五 第三十三條第一項の規定に違反し、同条第二項の規定による命令に違反した者

第五十四條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

三 第十五條、第十六條、第十七條、第十八條又は第十九條の規定に違反した者

四 第二十八條第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項又は第二項の規定に違反して測定、記録及び保存をしなかつた者

二 第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七條第一項若しくは第三項若しくは第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十二條の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三條第二項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六條 第二十二條、第二十三條又は第二十四條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

第五十八條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十一條第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四條第二項又は第三十七條第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五條第三項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十條第一項又は第十一條第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十條第四項又は第十一條第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一條第三項の規定による届出をしなかつた者

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三十五條第一項及び第四十九條中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審議会に係る部分は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を所有

している者で、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用しようとするもの又は放射性同位元素を薬として販売しようとするものは、この法律の施行の日から一月以内に、第三条第一項又は第四条第一項の許可の申請をしなければならぬ。

3 この法律の施行の際現に放射性同位元素を所有している者で前項の規定により許可の申請をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）並びに所有している放射性同位元素の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならぬ。

4 前項の規定により届出をした者又は附則第二項の規定により許可を申請した者で許可を与えられなかつたものは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を第十九条の技術上の基準に従い廃棄しなければならぬ。この場合において、科学技術庁長官は、これらの者の講じた廃棄の措置が適切でないことを認めるときは、これらの者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 前項の規定により放射性同位元素を譲り渡す場合においては、第二十九条の規定は、適用しない。

6 附則第二項の許可の申請をした者又は附則第三項の規定により届出をした者については、この法律の施行の日からこれらの者が第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を受け、又は附則第四項の規定により放射性同位元素を譲り渡し、若しくは廃棄するまでの間は、第三条第一項若しくは第四条第一項の規定にかかわらず、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用し、又は放射性同位元素を薬として販売することができる。この場合においては、これらの者及びこれらの者から運搬の委託を受けた者（これらの者の従業者でその職務上放射性同位元素を所持するものを含む。）には、第三十条の規定は、適用しない。

7 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第十三号の次に次の四号を加える。

- 十三の二 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を許可すること。
- 十三の三 放射性同位元素の販売の業を許可すること。
- 十三の四 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。
- 十三の五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律

第九号）第四十五条の附則について内閣総理大臣を補佐すること。
第八条第六号中「障害防止の基本」を「障害防止」に改める。
第十九条第一項の表中発明奨励審議会の項の次に次のように加える。

放射線 審議会	放射線障害の防止に 関する重要事項を審 議すること。
------------	----------------------------------